

佐渡市の環境



平成 17 年度版

佐 渡 市

目次

佐渡市の概要	1
1 位置及び面積	1
2 気象	1
3 人口	1
環境の現状	2
1 大気汚染の現状	2
(1) 二酸化硫黄	2
(2) 硫酸化物	2
2 水質汚濁の現状	4
(1) 河川の水質	4
(2) 加茂湖の水質及び底質	10
(3) 海域の水質	14
(4) 海水浴場の水質	20
(5) 生活排水	21
(6) 地下水の水質	22
3 騒音・振動の現状	24
(1) 環境騒音	24
(2) 道路交通振動	28
(3) 工場、事業場、建設作業に伴う騒音・振動	29
(4) 騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の指定	32
4 悪臭の現状	44
5 ダイオキシン類	49
(1) 常時監視	49
(2) 特定施設におけるダイオキシン類排出状況	49
6 酸性雨の現状	50
7 公害苦情	52
(1) 公害苦情の受付状況	52
(2) 異常水質事案の発生状況	52
8 廃棄物・リサイクル対策	53
(1) ごみ処理の現状	53
(2) ごみの収集委託	53
(3) ごみの減量・再資源化の状況	54
(4) ごみ清掃ボランティアの現状	55
環境保全のための取り組み	56
1 佐渡市環境基本条例の制定	56
2 地球温暖化防止のための取り組み	56
(1) 計画の推進	56

参考資料	57
1 環境基準一覧	57
2 水産用水基準	68
3 自動車騒音に係る要請限度	69
4 佐渡市環境基本条例	70
5 佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	75

佐渡市の概要

1 位置及び面積

佐渡島は、本土から約 35km 西方の日本海上に位置する日本海側最大の島です。

佐渡市の総面積は 855.10km² で、新潟県総面積の 6.80% を占めており、周囲約 278km の海岸線を有しています。北に大佐渡山地、南に小佐渡丘陵が縦走し、中央の国仲平野には市内で流域面積最大の国府川が流れ、県内有数の穀倉地帯を形成しています。

面積	855.10 km ² (出典：平成 16 年 10 月 1 日現在 国土地理院)	
極 東	弁天崎 東経 138 度 34 分 40 秒	
極 西	沢崎鼻 東経 138 度 12 分 22 秒	
極 北	二ツ亀 北緯 38 度 20 分 08 秒	
極 南	新屋岬 北緯 37 度 47 分 58 秒	
広ぼう	東西の長さ 32.7km	南北の長さ 59.5km
海岸線	277.5km	
標 高	最高 1,172m(金北山)	
	小佐渡最高峰 大地山 645m	

2 気象

佐渡の気候は海洋性で、四季の変化に富んでいます。夏は高温多湿で、冬は日本海を北上する対馬暖流の影響を受け、雪はあまり積もりません。平成 12 年から平成 16 年までの 5 カ年の平均でみると、平均気温は 14.2 、平均年間降雨量は 1,516.7mm となっています。

年次	気 温 ()			平均湿度 (%)	日照時間 (時間)	降水量 (mm)	最深積雪 (cm)
	平均	最高	最低				
12 年	14.3	35.8	-2.9	72	1,648.9	1,158.0	4
13 年	13.9	34.0	-3.2	73	1,701.3	1,213.5	22
14 年	14.2	34.9	-2.0	72	1,601.7	2,009.5	18
15 年	13.8	34.5	-2.9	73	1,481.7	1,439.0	41
16 年	14.7	36.6	-2.1	72	1,754.5	1,763.5	17
平均	14.2	35.2	-2.6	72	1,637.6	1,516.7	20

資料 気象庁「気象庁年報」「平年値」
新潟地方气象台「新潟県の気象概要」「新潟県気象年報」

3 人口

年次	人 口			備 考
	総 数	男	女	
7 年	74,949	35,460	39,489	国勢調査(10 月 1 日現在)
12 年	72,173	34,488	37,685	"
13 年	72,339	34,441	37,898	住民登録(12 月 31 日現在)
14 年	71,545	34,103	37,442	"
15 年	70,604	33,708	36,896	"
16 年	69,690	33,245	36,445	"

環境の現状

1 大気汚染の現状

私たちが生きていくうえで、空気はなくてはならないものです。この大切な空気が汚れる原因として、工場や事業場、自動車から排出されるばい煙や二酸化硫黄、窒素酸化物、一酸化炭素などがあり、これらは、人の健康や生活環境に悪影響を与えるばかりでなく、地球温暖化や酸性雨の原因にもなっています。これらの物質は、大気汚染防止法により、工場や事業場からの排出が規制され、自動車からの排ガスには許容限度が定められています。

このように、発生源を規制するとともに、地域の環境を維持していくための行政上の具体的な目標として、環境基準が定められています。

市では、大気汚染に係る環境基準の達成状況を経年的に把握するとともに、大気汚染防止対策を推進するための資料の収集と大気汚染の監視のため、二酸化硫黄と硫黄酸化物の測定を行っています。

(1) 二酸化硫黄(SO₂)

市では、溶液導電率法による二酸化硫黄の測定を2地点で行いました。その結果、大気汚染に係る環境基準(1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。)を達成しました。

平成16年度二酸化硫黄測定結果

測定局名	有効測定日数(日)	測定時間(時間)	年平均値(ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間(時間)	日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)	1時間値の最高値(ppm)	日平均値の最高値(ppm)
駒坂	359	8,669	0.004	0	0	0.077	0.013
樺	362	8,685	0.003	0	0	0.042	0.008

(2) 硫黄酸化物(SO_x)

市では、二酸化鉛法(PbO₂法)による硫黄酸化物の測定を11地点で行いました。硫黄酸化物についての環境基準は定められていませんが、測定結果は特に問題となるものではありませんでした。

平成 16 年度硫黄酸化物測定結果

(単位 : mgSO₃/100cm²/日)

No.	測定地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	最高	最低	平均	経年 平均値
1	椿(電柱 8 6 号)	<0.08	0.090	0.085	<0.08	<0.08	0.087	<0.08	<0.08	0.140	<0.08	<0.08	<0.08	0.140	<0.08	0.09	0.08
2	羽吉(電柱 7 4 号)	<0.08	0.100	<0.08	<0.08	0.168	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.168	<0.08	0.09	0.09
3	" (北五十里)	<0.08	0.080	<0.08	0.113	0.105	<0.08	<0.08	0.131	0.112	<0.08	<0.08	<0.08	0.131	<0.08	0.09	0.08
4	" (駒坂、三好)	<0.08	<0.08	<0.08	0.143	<0.08	<0.08	0.106	0.153	0.168	<0.08	0.137	<0.08	0.168	<0.08	0.11	0.08
5	" (電柱 5 7 号)	<0.08	<0.08	<0.08	0.113	<0.08	0.142	<0.08	<0.08	0.159	<0.08	<0.08	<0.08	0.159	<0.08	0.10	0.08
6	" (電柱 12-2 号)	<0.08	<0.08	0.095	<0.08	0.116	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.095	<0.08	0.116	<0.08	0.09	0.08
7	" (電柱 7-1 号)	<0.08	0.080	0.095	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.140	<0.08	<0.08	<0.08	0.140	<0.08	0.09	0.08
8	梅津(浜梅津)	<0.08	<0.08	<0.08	0.174	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.122	<0.08	<0.08	<0.08	0.174	<0.08	0.09	0.08
9	羽吉(電柱 22 号)	<0.08	0.100	0.095	0.164	<0.08	0.109	0.234	<0.08	0.178	<0.08	<0.08	<0.08	0.234	<0.08	0.11	0.08
10	" (電柱 30 号)	0.150	<0.08	0.106	<0.08	0.137	<0.08	0.117	<0.08	<0.08	<0.08	0.084	<0.08	0.150	<0.08	0.10	0.08
11	" (駒坂、長沼)	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.149	<0.08	0.131	<0.08	<0.08	<0.08	0.149	<0.08	0.09	0.08
	最 高	0.150	0.100	0.106	0.174	0.168	0.142	0.234	0.153	0.178	<0.08	0.137	<0.08	0.234			
	最 低	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08		<0.08		
	平 均	0.09	0.09	0.09	0.11	0.10	0.09	0.11	0.09	0.13	0.08	0.09	0.08			0.09	0.08

注 1 0.08(mgSO₃/100cm²/日)未満を<0.08 とする。

注 2 平均値の算出に当たっては、<0.08=0.08 として計算する。

2 水質汚濁の現状

市では、水質汚濁の現状を監視するため、河川、加茂湖の水質及び底質、海水浴場及び生活排水の水質測定を実施しました。

県では、水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定に基づき、「公共用水域及び地下水の水質測定計画」を定め、県内の河川、湖沼及び海域並びに地下水の水質測定を実施するほか、海水浴場の水質調査を実施しました。

(1) 河川の水質

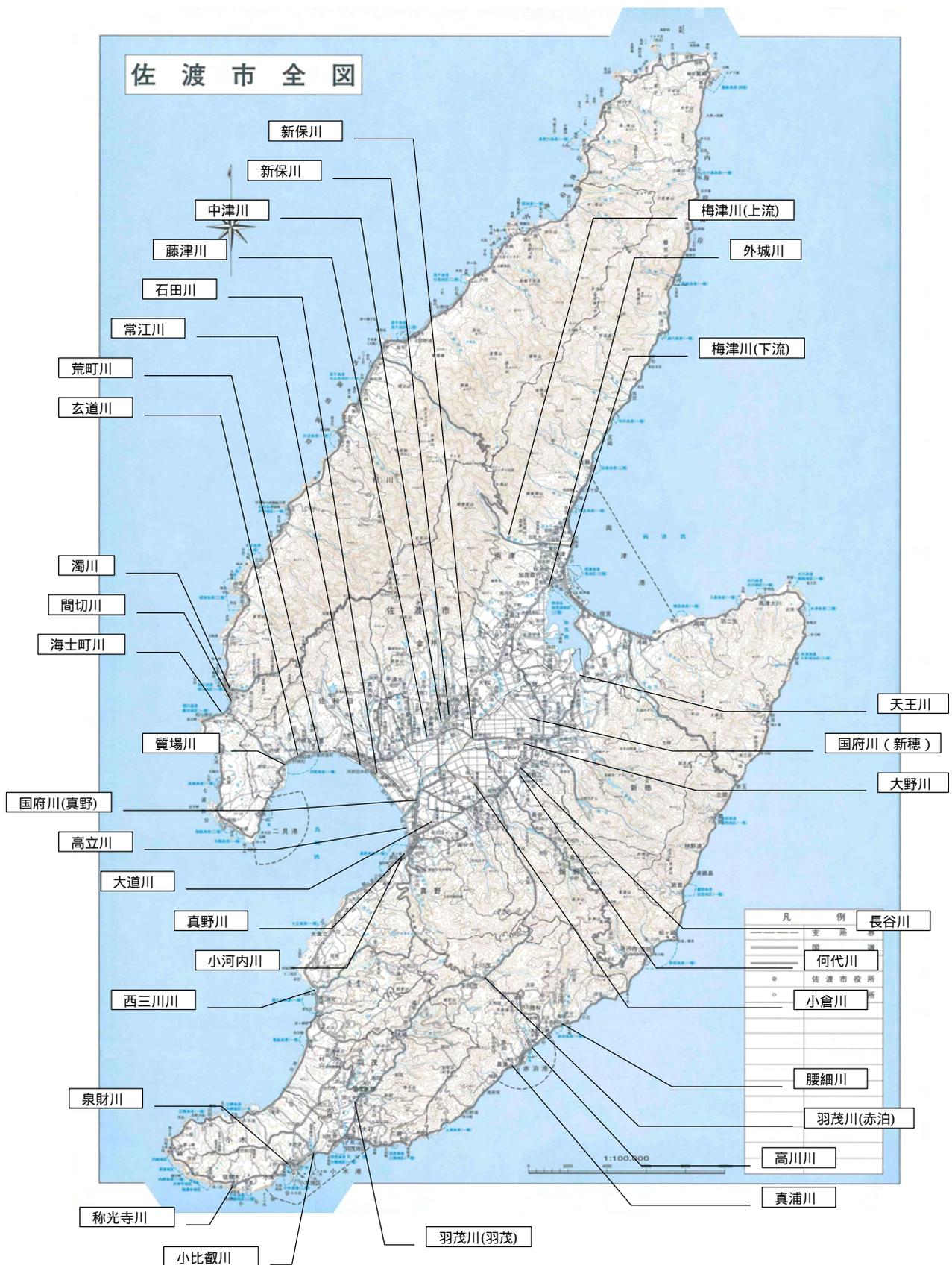
市では、市内 32 河川の 35 地点で、pH、BOD、SS、DO、透明度の 5 項目について水質測定を実施しました。その結果、ほとんどの地点で生活環境に係る河川の環境基準 AA～A 類型のレベルにありましたが、海土町川、常江川、大野川の 3 地点について、BOD が環境基準 B 類型の基準を超過しました。また、間切川の pH が環境基準を超過しました。

また、県では、水質測定計画に基づき、河川に係る環境基準 B 類型に指定されている国府川の水質について、皆川大橋及び国府橋の 2 地点で水質測定を行いました。その結果、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)については、いずれの地点も環境基準を達成しました。また、生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)については、水質汚濁の代表的指針である BOD の 75%値で見ると、いずれの地点も環境基準を達成しました。

平成 16 年度河川水質測定結果

調査年月日：H16.7.22 天候：晴

管轄	河川名	気温 ()	水温 ()	pH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	透視度 (cm)
本庁	藤津川	27.0	22.0	7.4	0.6	18	8.6	30 以上
	中津川	27.0	21.5	7.1	0.5 未満	6	8.6	30 以上
	地持院川	27.5	25.0	7.1	0.5 未満	4	8.5	30 以上
	新保川	29.0	21.5	7.0	0.5 未満	10	9.0	30 以上
両津	梅津川(上流)	28.5	16.5	7.4	0.5 未満	2	9.8	30 以上
	梅津川(下流)	29.0	19.5	7.6	0.5 未満	1 未満	9.1	30 以上
	外城川	28.5	20.5	7.1	0.9	6	9.3	30 以上
相川	海士町川	26.0	19.0	7.4	2.2	24	9.1	30 以上
	間切川	26.0	16.0	5.0	0.5 未満	15	8.4	30 以上
	濁川	26.0	17.0	7.4	0.5 未満	7	9.6	30 以上
佐和田	質場川	28.0	20.0	7.4	0.8	10	8.9	30 以上
	玄道川	28.0	19.0	7.5	0.5	7	8.5	30 以上
	常江川	28.0	21.5	7.0	2.1	9	7.7	30 以上
	荒町川	28.0	21.0	7.8	0.6	13	9.1	30 以上
	石田川	28.0	22.0	7.3	0.5	3	9.4	30 以上
新穂	天王川(本流)	27.0	23.0	7.2	0.5	6	8.4	30 以上
	国府川	30.1	26.4	7.8	0.9	3	8.2	30 以上
	大野川	27.0	23.9	7.3	5.4	1	8.8	30 以上
畑野	小倉川	25.5	21.5	7.4	0.5 未満	7	8.9	30 以上
	長谷川	25.5	20.5	7.5	0.5 未満	8	8.9	30 以上
	何代川	25.5	21.0	7.2	0.9	6	8.9	30 以上
真野	西三川川	27.0	21.1	7.3	0.5 未満	3	8.8	30 以上
	小川内川	27.3	20.9	7.4	0.5 未満	3	9.1	30 以上
	真野川	27.5	21.3	7.2	0.5	11	9.5	30 以上
	高立川	27.7	22.0	7.2	1.8	10	9.3	30 以上
	大道川	28.2	21.6	7.0	0.7	8	9.9	30 以上
	国府川	28.0	23.3	6.9	1.5	17	6.7	30 以上
小木	小比叡川	29.0	23.0	7.7	0.6	5	9.6	30 以上
	泉財川	29.0	23.5	8.2	1.1	9	10.0	30 以上
	称光寺川	29.5	18.5	7.7	1.2	3	8.3	30 以上
羽茂	羽茂川(天神橋)	25.0	21.0	7.5	0.9	6	9.2	30 以上
赤泊	羽茂川	28.0	19.5	7.1	0.5 未満	4	9.2	30 以上
	腰細川	29.0	22.0	7.4	0.5 未満	3	9.3	30 以上
	真浦川	27.0	21.0	7.4	0.5 未満	9	9.5	30 以上
	高川川	26.0	21.5	7.2	1.3	8	8.6	30 以上



平成 16 年度河川水質測定 調査地点図

平成 16 年度新潟県河川水質測定結果

健康項目

河川名	地点名	カドミウム			全シアン			鉛			六価クロム			砒素		
		m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値
国府川	国府橋	0/2	<0.001	<0.001	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.005	<0.005
		総水銀			ジクロロメタン			四塩化炭素			1,2-ジクロロエタン			1,1-ジクロロエチレン		
		m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値
		0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002
		シス-1,2-ジクロロエチレン			1,1,1-トリクロロエタン			1,1,2-トリクロロエタン			トリクロロエチレン			テトラクロロエチレン		
		m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値
		0/2	<0.004	<0.004	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0005	<0.0005
		1,3-ジクロロプロペン			チラウム			シマジン			チオベンカルブ			ベンゼン		
		m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値
		0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.001	<0.001
セレン			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			亜硝酸性窒素			ふっ素			ほう素				
m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値		
0/2	<0.002	<0.002	0/2	0.24	0.13	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.1	<0.1	0/2	<0.1	<0.1		

（備考） m:環境基準値を越える検体数 n:総検体数 x:環境基準に適合しない日数 平均:日間平均値の年平均値

生活環境項目

河川名	地点名	pH		DO			BOD							SS			大腸菌群数			
		最小 ~ 最大	m/n	最小 ~ 最大	m/n	平均	最小 ~ 最大	m/n	日間平均値					最小 ~ 最大	m/n	平均	最小~ 最大	m/n	平均	
									最大~ 最小	x/y	%	平均	中央 値							75% 値
国府川	国府橋	6.8~ 8.0	0/12	5.5~ 13	0/12	9.4	<0.5~ 2.8	0/12	<0.5~ 2.8	0/12	0	1.0	0.8	1.1	1.0~ 27	1/12	12	7.0E+02~ 1.6E+05	8/12	4.2E+04
国府川	皆川大橋	6.7~ 7.9	0/12	5.5~ 14	0/12	9.5	0.6~ 4.2	2/12	0.6~ 4.2	2/12	16.7	1.6	1.1	1.5	4.0~ 67	3/12	20	3.3E+02~ >2.4E+05	8/12	>4.7E+04

（備考） m:環境基準値を越える検体数 n:総検体数 x:環境基準に適合しない日数 y:総測定日数

河川名	地点名	全窒素			全リン		
		最小~ 最大	m/n	平均	最小~ 最大	m/n	平均
国府川	国府橋	0.45~ 0.56	/2	0.51	0.058~ 0.087	/2	0.073

（備考） m:環境基準値を越える検体数 n:総検体数 平均:日間平均値の年平均値

平成 16 年度新潟県河川水質測定結果

特殊項目

河川名	地点名	銅[0.1]			亜鉛[0.01]			鉄(溶解性)[0.04]			マンガン(溶解性)[0.02]			クロム[0.01]		
		最小~最大	k/n	平均	最小~最大	k/n	平均	最小~最大	k/n	平均	最小~最大	k/n	平均	最小~最大	k/n	平均
国府川	国府橋	<0.01~<0.01	0/1	-	<0.01~<0.01	0/1	-	<0.04~<0.04	0/1	-	<0.02~<0.02	0/1	-	<0.01~<0.01	0/1	-

(備考)1.項目欄の[]内は、下限値を示す。 2.k:下限値以上の検体数 n:総検体数 平均:日間平均値の年平均値

要監視項目

河川名	地点名	クロロホルム			トリス-1,2-ジクロロエチレン			1,2-ジクロロプロパン			p-ジクロロベンゼン			フェニトロチオン		
		m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値
国府川	国府橋	0/1	<0.006	<0.006	0/1	<0.004	<0.004	0/1	<0.006	<0.006	0/1	<0.03	<0.03	0/1	<0.0003	<0.0003
		EPN			イプロベンホス			トルエン			キシレン					
		m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値			
		0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.06	<0.06	0/1	<0.04	<0.04			

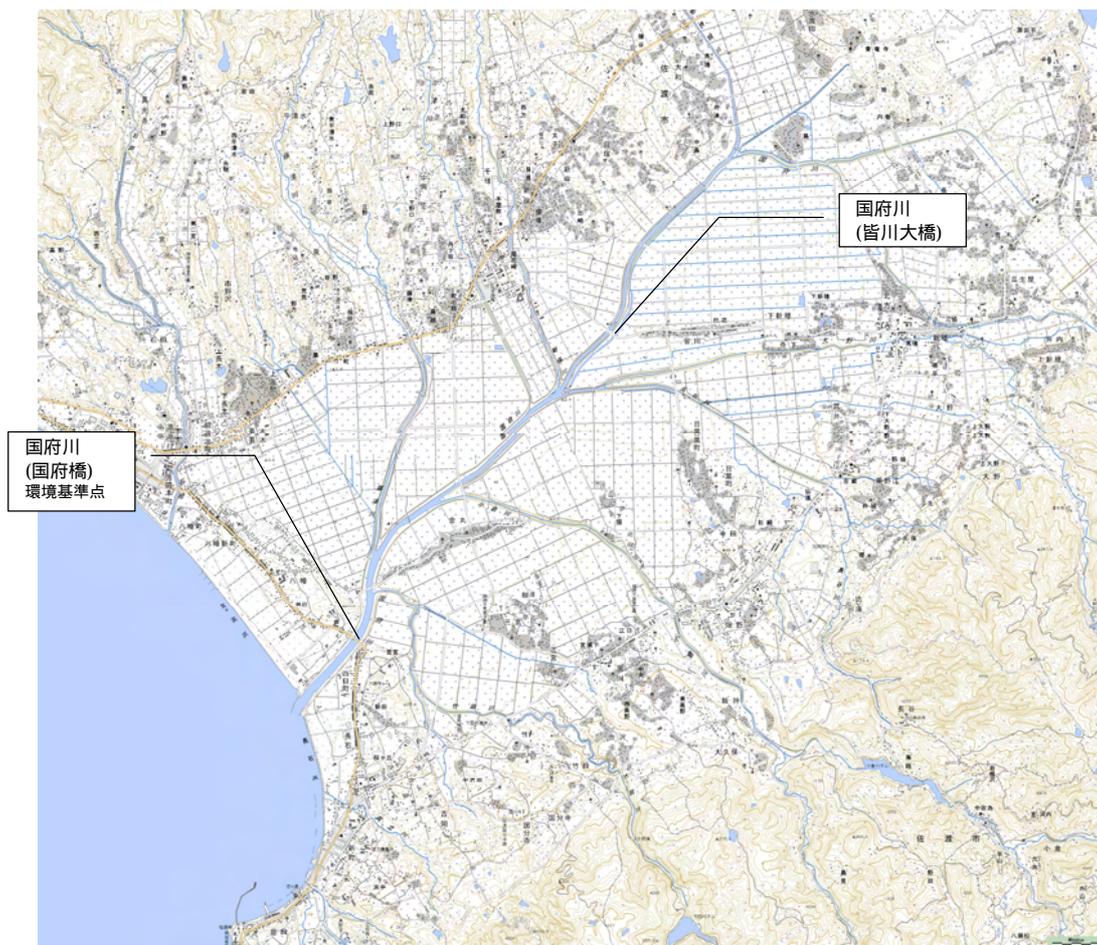
(備考) m:環境基準値を越える検体数 n:総検体数 x:環境基準に適合しない日数 平均:日間平均値の年平均値

∞

その他の項目

河川名	地点名	電気伝導率[1]			透視度[1]			ふん便性大腸菌群数[0]		
		最小~最大	k/n	平均	最小~最大	k/n	平均	最小~最大	k/n	平均
国府川	国府橋	15~2,000	12/12	340	20~>50	12/12	33	64~340	12/12	70
国府川	皆川大橋	-	-	-	9.0~>50	12/12	>31	4.0~400	12/12	170

(備考)1.項目欄の[]内は、下限値を示す。 2.k:下限値以上の検体数 n:総検体数 平均:日間平均値の年平均値



平成 16 年度新潟県河川水質測定 調査地点図

(2) 加茂湖の水質及び底質

加茂湖は、両津湾に隣接した面積 4.86 km² の汽水湖で、カキ養殖を中心とする水産業の場となっています。加茂湖に流入している主な河川は長江川、天王川など 5 河川で、それらの集水面積は合計 38.16 km² となっています。一般に、閉鎖性の強い湖沼は、流入物質が堆積しやすく、一旦汚染物質が流入して湖沼が汚染されると回復に長い年月を要してしまいます。このため、湖沼の自然環境や水産資源を保全するには、湖沼の状態(水質、底質等)を継続して監視することが重要となります。

大気の汚染や水質の汚濁、騒音などに関し、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、環境基準が定められており、加茂湖には、海域に係る環境基準の B 類型及び Ⅱ 類型が指定されています。また、公共用水域の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法により工場、事業場からの排水について規制を行っています。加茂湖流域では、生活環境の保全に関する項目のほか、海洋植物プランクトンの著しい増殖の恐れのある海域として、窒素及びリン含有物に関する排出基準が定められているとともに、県条例に基づく上乘せ、横だし基準の設定といった細やかな規制が行われています。

これらの達成状況を把握するため、市では水質と底質の測定を実施しました。水質測定は、各種排水(特に旅客数増加に伴う観光系排水)の流入量の増加が想定される夏季と、これに対して閑散期で観光業系排水の流入量の減少が想定される冬季に、それぞれ 1 回、計 2 回実施しました。また、底質測定は夏季のみとし、夏季水質測定と同時に実施しました。測定地点は、加茂湖内 8 地点、両津湾内 1 地点の計 9 地点とし、全地点で水質 8 項目及び底質 6 項目の測定を実施しました。

この結果、水質の pH、COD、DO 及び T-N の平均値は、いずれも環境基準を達成しましたが、T-P については、環境基準を超過していました。このことから、加茂湖の栄養状態が、周辺的生活環境などの変化によって定常的に富栄養レベルになる可能性も考えられることから、今後も加茂湖内の汚濁負荷(有機物、栄養塩類など)の低減に努める必要があります。

測定地点図

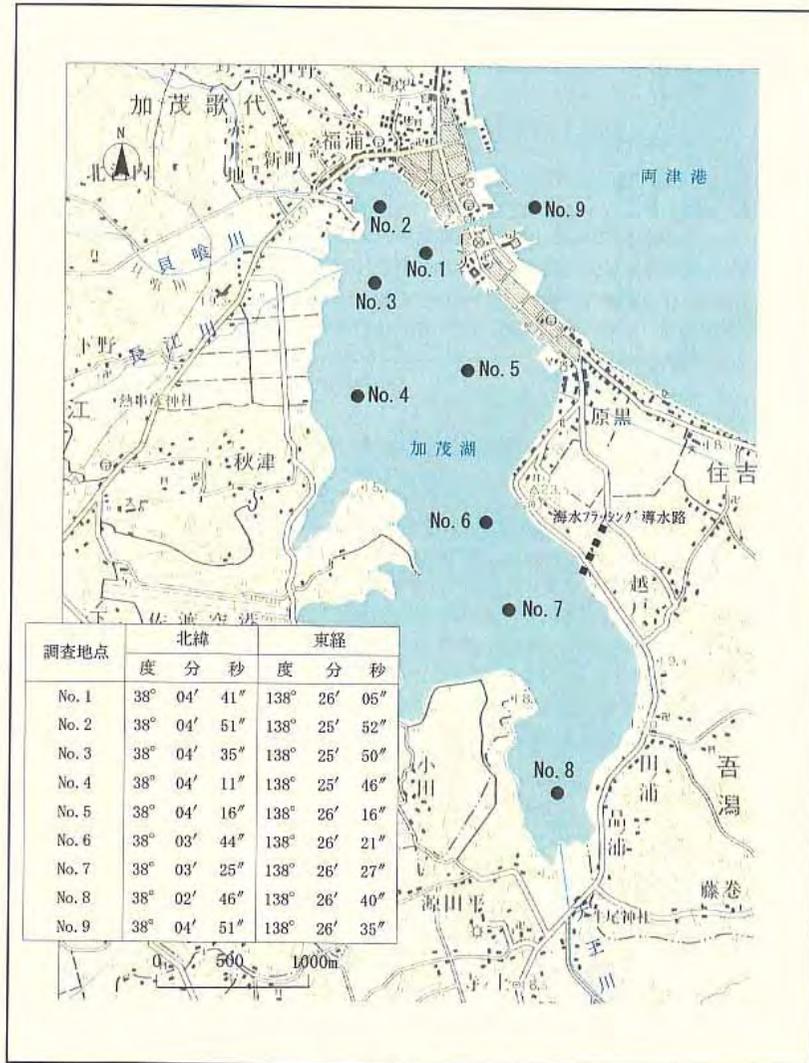


図 3-1 調査地点の位置

測定地点の概要

地点名	概要
加茂湖内	No.1 加茂湖北部に位置する人工水路(湖口)付近で、潮汐の影響(湖内と両津湾との水交換)を受けやすい地点
	No.2 外城川が流入し、市街地(特に夷地区)からの各種排水などの影響が想定される地点
	No.3 貝喰川及び長江川が流入し、周辺流域からの各種排水などの影響が想定される地点
	No.4 周辺流域は農耕地であり、農業排水がわずかに流入するが、生活排水の影響は少ないと推察される地点
	No.5 市街地(特に湊地区)からの各種排水などの影響が想定される地点
	No.6 主に、隣接する温泉郷などからの各種排水の影響が想定される地点
	No.7 湖内最深部付近で、海水フラッシング導水路の影響区域と想定される地点
	No.8 加茂湖再奥域に位置し、天王川などからの各種排水などの影響が想定される地点
両津湾内	No.9 加茂湖水との対照点として設定した地点

平成 16 年度加茂湖水質測定結果

年月日	地点	層	気温 ()	水温 ()	水深 (m)	透明度 (m)	pH	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	EC (μ S/cm)	T-N (mg/l)	T-P (mg/l)
H16.8.17	No.1	表層	26.0	27.3	5.80	5.80 以上	8.0	1.4	<1	8.5	23	54,000	0.14	0.054
		中層	27.2	27.6			8.0	1.2	2	8.1	350	54,800	0.13	0.047
	No.2	表層	25.7	27.2	4.55	4.55 以上	8.0	1.4	<1	8.5	920	53,800	0.17	0.050
		中層	26.0	27.5			8.0	1.5	1	8.2	920	54,400	0.17	0.051
	No.3	表層	25.5	27.4	5.30	5.30 以上	8.0	1.3	3	8.1	79	53,900	0.15	0.064
		中層	25.8	27.5			8.0	1.3	<1	8.0	70	54,200	0.14	0.063
	No.4	表層	23.4	27.5	6.40	6.40 以上	8.0	1.4	<1	8.4	33	53,600	0.12	0.060
		中層	24.5	27.5			8.0	1.3	2	8.4	33	53,900	0.14	0.059
	No.5	表層	25.5	27.4	6.40	3.45	8.0	1.6	5	8.5	170	53,900	0.18	0.074
		中層	25.8	27.4			8.0	1.6	3	8.5	79	54,200	0.19	0.079
	No.6	表層	25.5	27.7	8.70	3.50	8.0	1.5	2	8.5	49	53,400	0.18	0.087
		中層	25.7	27.7			8.0	1.4	1	8.4	79	54,200	0.19	0.092
	No.7	表層	24.8	27.7	9.55	4.35	8.0	1.6	2	8.3	23	52,700	0.18	0.098
		中層	25.0	27.7			8.0	1.7	6	8.1	33	53,200	0.21	0.100
	No.8	表層	23.5	27.6	6.20	5.00	8.0	1.7	1	8.6	13	53,400	0.13	0.093
		中層	23.4	27.7			8.0	1.8	1	8.7	8	53,700	0.20	0.096
	No.9	表層	25.5	27.2	9.60	7.80	8.1	1.2	<1	8.4	33	56,500	0.09	0.008
		中層	26.4	27.3			8.1	1.2	3	8.3	33	56,600	0.08	0.009
H16.12.7	No.1	表層	12.2	10.4	5.20	4.60	8.0	1.1	3	11.7	170	44,000	0.22	0.022
		中層	12.5	13.2			8.0	1.2	5	9.6	220	53,500	0.19	0.021
	No.2	表層	12.6	10.9	4.45	4.00	8.1	1.2	5	11.4	3,300	41,600	0.34	0.031
		中層	12.6	13.6			8.0	1.1	5	9.5	350	53,300	0.17	0.020
	No.3	表層	12.1	12.2	5.45	5.45 以上	8.1	0.9	4	10.8	240	50,700	0.18	0.024
		中層	12.6	13.6			8.1	1.0	5	9.8	170	50,800	0.17	0.021
	No.4	表層	12.2	12.8	6.25	6.25 以上	8.0	1.0	2	10.6	79	52,500	0.17	0.020
		中層	11.9	13.7			8.0	1.0	<1	9.6	140	54,100	0.14	0.019
	No.5	表層	12.2	11.9	6.40	4.70	8.1	1.1	3	11.0	170	50,900	0.19	0.020
		中層	12.1	12.4			8.1	1.1	4	10.3	350	51,400	0.18	0.020
	No.6	表層	12.9	12.6	8.80	4.60	8.1	1.3	3	10.6	2,400	52,400	0.16	0.020
		中層	12.2	13.0			8.1	1.1	4	10.0	1,300	53,300	0.17	0.021
	No.7	表層	13.2	13.0	8.70	4.80	8.1	1.0	6	10.3	350	53,100	0.15	0.019
		中層	12.5	13.8			8.1	1.2	8	9.7	110	54,100	0.17	0.019
	No.8	表層	13.6	13.8	5.95	4.70	8.0	1.1	5	9.0	79	53,900	0.16	0.021
		中層	12.5	14.1			8.0	1.1	5	8.6	33	54,200	0.16	0.021
	No.9	表層	13.1	15.8	10.30	4.60	8.1	0.9	3	9.4	130	56,300	0.16	0.011
		中層	13.1	16.9			8.1	1.0	8	8.8	49	58,600	0.12	0.015

平成 16 年度加茂湖底質測定結果

年月日	地点	pH	COD (mg/l)	硫化物 (mg/kg)	T-C (%)	T-N (%)	T-P (mg/kg)
H16.8.17	No.1	8.2	9.2	111	0.84	0.06	454
	No.2	7.5	21.3	449	2.92	0.21	658
	No.3	7.4	20.9	632	2.53	0.21	675
	No.4	7.5	24.2	513	3.09	0.29	629
	No.5	7.7	21.1	233	2.31	0.21	483
	No.6	7.4	31.0	384	4.76	0.43	711
	No.7	7.2	28.6	551	3.88	0.38	587
	No.8	7.9	15.4	1,250	1.61	0.13	460
	No.9	8.3	2.3	68	0.26	0.03	365

(3) 海域の水質

県では、水質測定計画に基づき、海域に係る環境基準が指定されている両津湾(海域 A)、両津港(海域 B 及び)、加茂湖(海域 B 及び)、真野湾(海域 A 及び)、小木港(海域 A) について、両津湾 3 地点、両津港 1 地点、加茂湖 4 地点、真野湾 4 地点、小木港 2 地点の計 14 地点で水質測定を実施しました。

その結果、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)については、いずれの地点も環境基準を達成しました。また、生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)については、水質汚濁の代表的指針である COD の 75%値で見ると、いずれの地点も環境基準を達成しました。全窒素、全リンについても、いずれの地点も環境基準を達成しました。

平成 16 年度新潟県海域水質測定結果

健康項目

水域名	地点名	カドミウム			全シアン			鉛			六価クロム			砒素		
		m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値
両津湾(甲)	No.2	0/2	<0.001	<0.001	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.005	<0.005
両津湾(乙)	No.4	0/2	<0.001	<0.001	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.005	<0.005
両津湾(丙)	No.6	0/2	<0.001	<0.001	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.005	<0.005
真野湾	No.3	0/2	<0.001	<0.001	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.005	<0.005
小木港	No.1	0/2	<0.001	<0.001	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.005	<0.005
水域名	地点名	総水銀			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			亜硝酸性窒素								
		m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値						
両津湾(甲)	No.2	0/2	<0.0005	<0.0005												
両津湾(乙)	No.4	0/2	<0.0005	<0.0005	0/6	0.020	0.020	0/6	<0.01	<0.01						
両津湾(丙)	No.6	0/2	<0.0005	<0.0005	0/12	0.19	0.046	0/12	<0.01	<0.01						
	No.7	-	-	-	0/12	0.16	0.038	0/12	<0.01	<0.01						
真野湾	No.1	-	-	-	0/6	0.040	0.023	0/6	<0.01	<0.01						
	No.2	-	-	-	0/6	0.020	0.020	0/6	<0.01	<0.01						
	No.3	0/2	<0.0005	<0.0005	0/6	0.15	0.042	0/6	<0.01	<0.01						
小木港	No.1	0/2	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-	-	-						

(備考) m:環境基準値を越える検体数 n:総検体数 x:環境基準に適合しない日数 平均:日間平均値の年平均値

平成 16 年度新潟県海域水質測定結果

生活環境項目

水域名	地点名	pH		DO			COD								油分		大腸菌群数		
		最小 ~ 最大	m/n	最小 ~ 最大	m/n	平均	最小 ~ 最大	m/n	日間平均値					最小~ 最大	m/n	最小~ 最大	m/n	平均	
									最大~ 最小	x/y	%	平均	中央 値						75% 値
両津湾(甲)	No.1	7.9~ 8.2	0/6	6.9~ 9.7	3/6	8.1	<0.5~ 1.9	0/6	<0.5~ 1.9	0/6	0	1.0	1.0	1.2	<0.5~ <0.5	0/2	0.0E+00~ 1.3E+02	0/6	3.5E+01
	No.2	8.0~ 8.3	0/6	7.0~ 9.8	2/6	8.2	<0.5~ 1.4	0/6	<0.5~ 1.4	0/6	0	0.9	0.8	1.2	<0.5~ <0.5	0/2	0.0E+00~ 1.3E+02	0/6	4.1E+01
	No.3	8.0~ 8.3	0/6	6.7~ 9.8	2/6	8.1	<0.5~ 1.9	0/6	<0.5~ 1.9	0/6	0	1.1	1.1	1.6	<0.5~ <0.5	0/2	0.0E+00~ 5.4E+03	2/6	1.3E+03
両津湾(乙)	No.4	8.0~ 8.3	0/6	6.8~ 9.9	0/6	8.1	<0.5~ 1.9	0/6	<0.5~ 1.9	0/6	0	1.2	1.2	1.8	<0.5~ <0.5	0/2	1.7E+01~ 4.9E+02	/6	1.7E+02
両津湾(丙)	No.5	7.6~ 8.3	3/24	6.3~ 11	0/24	8.7	0.7~ 3.4	1/24	1.6~ 3.1	1/12	8.3	2.3	2.4	2.5	-	-	2.0E+00~ 4.9E+03	/24	3.6E+02
	No.6	7.6~ 8.3	1/24	6.4~ 11	0/24	8.8	1.0~ 3.6	6/24	1.6~ 3.2	2/12	16.7	2.4	2.4	2.9	<0.5~ <0.5	0/2	0.0E+00~ 2.4E+03	/24	3.6E+02
	No.7	7.5~ 8.2	1/24	6.2~ 11	0/24	8.8	1.5~ 3.4	1/24	1.6~ 2.9	0/12	0	2.2	2.3	2.4	<0.5~ <0.5	0/2	0.0E+00~ 1.3E+03	/24	1.2E+02
	No.8	7.8~ 8.3	0/24	7.6~ 11	0/24	9.0	1.7~ 3.5	2/24	1.8~3. 4	1/12	8.3	2.5	2.5	2.7	-	-	0.0E+00~ 2.4E+03	/24	3.1E+02
真野湾	No.1	7.9~ 8.1	0/6	6.3~ 9.1	3/6	7.6	<0.6~ 1.8	0/6	<0.5~ 1.8	0/6	0	1.1	1.1	1.7	<0.5~ <0.5	0/2	7.0E+00~ 9.2E+03	2/6	2.4E+03
	No.2	8.1~ 8.2	0/6	6.4~ 10	2/6	8.0	<0.5~ 1.6	0/6	<0.5~ 1.6	0/6	0	0.9	0.8	1.3	<0.5~ <0.5	0/2	7.0E+00~ 2.4E+03	1/6	4.6E+02
	No.3	8.1~ 8.2	0/6	6.4~ 9.7	3/6	7.9	0.5~ 3.7	1/6	0.5~ 3.7	1/6	16.7	1.4	0.9	1.9	<0.5~ <0.5	0/2	2.0E+00~ 5.4E+04	1/6	9.1E+03
	No.4	8.1~ 8.2	0/6	6.7~ 9.5	3/6	7.9	<0.5~ 2.6	1/6	<0.5~ 2.6	1/6	16.7	1.1	0.8	1.6	-	-	2.0E+00~ 3.5E+03	2/6	1.1E+03
小木港	No.1	8.0~ 8.2	0/6	6.5~ 10	3/6	7.9	<0.5~ 1.7	0/6	<0.5~ 1.7	0/6	0	0.9	0.7	1.1	<0.5~ <0.5	0/2	2.0E+00~ 3.3E+02	0/6	1.5E+02
	No.2	7.9~ 8.2	0/6	6.2~ 10	3/6	7.8	0.7~ 4.5	1/6	0.7~ 4.5	1/6	16.7	1.6	1.1	1.5	<0.5~ <0.5	0/2	0.0E+00~ 3.5+03	1/6	8.5E+02

(備考) m:環境基準値を越える検体数 n:総検体数 x:環境基準に適合しない日数 y:総測定日数

平成 16 年度新潟県海域水質測定結果

水域名	地点名	採取水深	全窒素			全リン		
			最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均
両津湾(甲)	No.2	3	0.06～0.11	/4	0.09	0.007～0.010	/4	0.008
真野湾	No.1	0	0.12～0.22	1/6	0.15	0.007～0.024	1/6	0.011
	No.1	表層	0.12～0.22	1/6	0.15	0.007～0.024	1/6	0.011
	No.2	0	0.09～0.15	0/6	0.12	0.006～0.010	0/6	0.008
	No.2	表層	0.09～0.15	0/6	0.12	0.006～0.010	0/6	0.008
	No.3	0	0.10～0.37	1/6	0.17	0.006～0.047	1/6	0.013
	No.3	表層	0.10～0.37	1/6	0.17	0.006～0.047	1/6	0.013
小木港	No.1	3	0.06～0.16	/4	0.12	0.006～0.011	/4	0.008
両津港	No.4	0	0.07～0.16	0/6	0.12	0.009～0.046	1/6	0.018
	No.4	表層	0.07～0.16	0/6	0.12	0.009～0.046	1/6	0.018
加茂湖	No.6	0	0.13～0.39	2/12	0.23	0.008～0.081	2/12	0.024
	No.6	表層	0.13～0.39	2/12	0.23	0.008～0.081	2/12	0.024
	No.7	0	0.11～0.39	2/12	0.21	0.008～0.062	2/12	0.022
	No.7	表層	0.11～0.39	2/12	0.21	0.008～0.062	2/12	0.022

(備考) m:環境基準値を越える検体数 n:総検体数 平均:日間平均値の年平均値

平成 16 年度新潟県海域水質測定結果

特殊項目

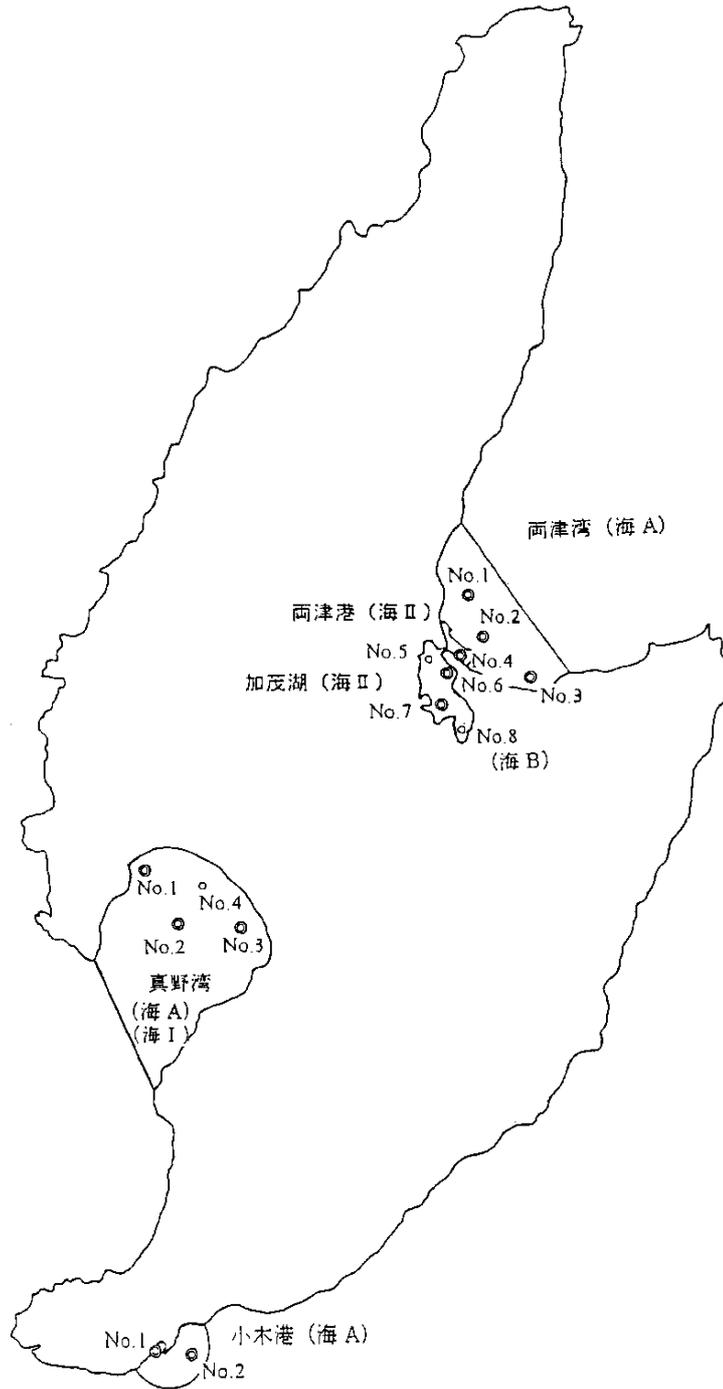
水域名	地点名	銅[0.1]			亜鉛[0.01]			鉄(溶解性)[0.04]		
		最小~最大	k/n	平均	最小~最大	k/n	平均	最小~最大	k/n	平均
両津湾(甲)	No.2	<0.01~<0.01	0/2	-	<0.01~<0.01	0/2	-	<0.04~<0.04	0/2	-
両津湾(乙)	No.4	<0.01~<0.01	0/2	-	<0.01~<0.01	0/2	-	<0.04~<0.04	0/2	-
両津湾(丙)	No.6	<0.01~<0.01	0/2	-	<0.01~<0.01	0/2	-	<0.04~<0.04	0/2	-
真野湾	No.3	<0.01~<0.01	0/2	-	<0.01~<0.01	0/2	-	<0.04~<0.04	0/2	-
小木港	No.1	<0.01~<0.01	0/2	-	<0.01~<0.01	0/2	-	<0.04~<0.04	0/2	-

(備考)1.項目欄の[]内は、下限値を示す。 2.k:下限値以上の検体数 n:総検体数 平均:日間平均値の年平均値

その他の項目

水域名	地点名	アンモニア性窒素[0.01]			塩化物イオン[1]		
		最小~最大	k/n	平均	最小~最大	k/n	平均
両津湾(甲)	No.1	-	-	-	16,800~19,000	6/6	17,700
	No.2	-	-	-	16,600~19,200	6/6	18,500
	No.3	-	-	-	16,300~19,000	6/6	17,800
両津湾(乙)	No.4	<0.01~0.01	1/6	0.01	17,000~19,100	6/6	18,000
両津湾(丙)	No.5	-	-	-	6,380~17,100	6/6	15,000
	No.6	<0.01~0.06	3/12	0.02	8,860~18,100	6/6	15,600
	No.7	<0.01~0.04	3/12	0.01	10,800~19,100	6/6	15,900
	No.8	-	-	-	10,800~17,900	6/6	15,900
真野湾	No.1	<0.01~<0.01	2/6	0.01	12,700~18,700	6/6	16,200
	No.2	<0.01~<0.01	0/6	0.01	16,400~19,100	6/6	18,000
	No.3	<0.01~<0.01	3/6	0.01	11,600~18,700	6/6	17,000
	No.4	-	-	-	14,600~19,100	6/6	17,600
小木港	No.1	-	-	-	17,400~19,000	6/6	18,500
	No.2	-	-	-	12,000~19,800	6/6	17,700

(備考)1.項目欄の[]内は、下限値を示す。 2.k:下限値以上の検体数 n:総検体数 平均:日間平均値の年平均値



平成 16 年度新潟県海域水質測定 調査地点図

(4) 海水浴場の水質

海水浴に適した水質であるかを調査し、海水浴場を健全なレクリエーションの場として確保することを目的として、市内において、県が3海水浴場、市が3海水浴場、計6海水浴場を対象に、pH、透明度、油膜、COD及びふん便性大腸菌群数の5項目の水質測定を実施しました。

その結果、調査対象の全ての海水浴場が、海水浴に適した水質でした。詳細は次の表に示したとおりで、「水質AA」が3海水浴場、「水質A」が3海水浴場です。

なお、平成16年度は市内の14か所の海水浴場において、延べ12万6千人の利用がありました。また、新潟県の調査では、病原性大腸菌O-157について調査を実施しましたが、いずれの海水浴場においても検出されませんでした。

平成16年度海水浴場水質測定結果

区分	海水浴場	シーズン前(5月中旬～6月中旬)					シーズン中(7月下旬～8月中旬)				
		COD (mg/l)	ふん便性大腸菌群数 (個/100ml)	透明度	油膜	判定	COD (mg/l)	ふん便性大腸菌群数 (個/100ml)	透明度	油膜	判定
市	住吉	1.3	2	全透	無	A	-	-	-	-	-
	弁天崎	0.8	不検出	全透	無	AA	-	-	-	-	-
	素浜	0.8	不検出	全透	無	AA	-	-	-	-	-
県	二ツ亀	1.5	2未満	全透	無	AA	1.0	2未満	全透	無	AA
	達者	1.1	5	全透	無	A	0.8	6	全透	無	A
	佐和田	1.8	26	全透	無	A	1.0	11	全透	無	A

判定は、環境省が定める「水浴場水質判定基準」による。

区分	COD(化学的酸素要求量)	ふん便性大腸菌群数	透明度	油膜の有無
適	水質AA	2mg/l以下 (湖沼は3mg/l以下)	不検出 (検出限界2個/100ml)	油膜が認められない
	水質A		100個/100ml以下	
可	水質B	5mg/l以下	400個/100ml以下	常時は油膜が認められない
	水質C	8mg/l以下	1,000個/100ml以下	
不適	8mg/l超	1,000個/100mlを超えるもの	50cm未満 (注1)	常時油膜が認められる

(注1)砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

(5) 生活排水

平成 2 年度の水質汚濁防止法の改正により、生活排水対策を推進する枠組みが整備され、都道府県による生活排水対策重点地域の指定や市町村による生活排水対策推進計画の策定などが規定されました。本市では、平成 5 年 3 月に加茂湖流域が生活排水対策重点地域に指定されたことを受け、生活排水対策推進計画を策定し、加茂湖の水質改善に取り組んでいます。

「湊湖岸公園排水路浄化施設」は、加茂湖の汚濁負荷を低減するため、水質悪化の要因となっている生活排水を浄化することを目的に設置しています。

市では、施設設置効果を確認するため、この施設において、生活排水原水と浄化水の水質測定を実施しました。

生活排水の浄化率は、BOD が 89.1%、COD が 74.6%、SS が 75.1%、大腸菌群数が 95.4%、T-N が 71.4%、T-P が 66.1%という結果でした。今後は、加茂湖の富栄養化による水質悪化を防止するため、施設の浄化能力を維持するとともに、更なる生活排水対策に取り組む必要があります。

平成 16 年度湊湖岸公園排水路浄化施設水質測定結果

生活排水原水

項目 単位	水温 ()	pH	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌群数 (個/ml)	T-N (mg/l)	T-P (mg/l)
H16.5.27	17.0	7.1	27.0	10.0	70	320	6.5	1.00
H16.8.24	20.8	7.0	4.5	4.5	8	82	2.2	0.59
H16.11.24	14.8	7.2	10.0	7.1	8	1,000	5.1	0.66
H17.2.3	7.1	7.2	10.0	5.0	7	1,200	3.1	0.48
平均値	14.9	7.1	12.9	6.7	23.3	651	4.2	0.68

処理水

項目 単位	水温 ()	pH	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌群数 (個/ml)	T-N (mg/l)	T-P (mg/l)
H16.5.27	17.8	8.3	1.7	1.6	10	30 未満	2.1	0.29
H16.8.24	24.2	7.5	0.9	1.8	6	30 未満	0.5未満	0.20
H16.11.24	15.1	9.2	1.4	0.9	5	30 未満	1.2	0.24
H17.2.3	4.2	9.0	1.7	1.3	2	30 未満	0.8	0.17
平均値	15.3	8.5	1.4	1.4	5.8	30 未満	1.2	0.23

(6) 地下水の水質

平成元年に水質汚濁防止法の一部が改正され、事業場からの有害物質の地下浸透が禁止されるとともに、都道府県知事による地下水の水質監視が義務づけられました。県では、昭和 59 年度から地下水質調査を実施しており、平成元年からは水質測定計画に基づき、概況調査、詳細調査及び定期モニタリング調査を行っています。

概況調査

全体的な地下水質の概況を把握することを目的としています。

ア) 環境監視調査

県内を地形、地質、地下水流動等で 32 流域に区分し、流域の地下水質の概況を把握するため実施しています。平成 16 年度において、市内 4 地点で調査を実施した結果、全ての地点で環境基準を達成しました。

イ) 事業場等監視調査

これまで調査を実施していない有害物質使用事業場の周辺及び環境監視調査対象流域外地域等の地下水汚染の状況を把握するため実施しています。平成 16 年度において、市内 2 地点で調査を実施した結果、全ての地点で環境基準を達成しました。

定期モニタリング調査

詳細調査により確認された汚染の経年的な変化を監視することを目的として実施しています。

平成 16 年度において、市内 4 地点で調査を実施した結果、2 地点で環境基準を超過しました。

平成 16 年度新潟県地下水質調査結果

調査区分		概況調査(環境監視調査)				概況調査(事業場等監視)		定期モニタリング調査			
井戸の 緒元	調査地点	河原田本町	貝塚	金丸	原黒	大橋	三川	沢根籠町	河原田本町	小木町	羽茂本郷
	井戸番号	6020025	6030010	6060004	2190011	6080021	6090003	6020016	6020030	6070001	6080014
	用途	生活用水井戸	その他の井戸	その他の井戸	その他の井戸	生活用水井戸	その他の井戸	生活用水井戸	生活用水井戸	生活用水井戸	その他の井戸
	井戸の深度(m)	-	65	124	120	5	-	1	-	-	910
	採水年月日	H16.9.16	H16.8.31	H16.9.9	H16.8.31	H16.9.16	H16.9.16	H16.9.15	H16.9.15	H16.9.15	H16.9.15
	水温()	17.9	14.1	16.2	16.5	17.1	15.8	18.5	18.5	20	15
	水温()	17.9	14.1	16.2	16.5	17.1	15.8	18.5	18.5	20	15
環境 基準 項目	検査項目	基準値(mg/l)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	カドミウム	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-
	全シアン	検出されないこと	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-
	鉛	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-
	六価クロム	0.05	<<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	-	-	-
	砒素	0.01	0.006	<0.005	0.006	<0.005	<0.005	<0.005	-	0.015	-
	総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-
	アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	PCB	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-
	ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-
	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-
	1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	-	-	-
	1,1-ジクロロエチレン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-	<0.002
	トリス(1,2-ジクロロエチル)メタン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	-	0.010
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-
	トリクロロエチレン	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-	0.044
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0053	-	0.027
	1,3-ジクロロプロパン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-
	チラム	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-
	シマジン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-	-
	チオベンザルブ	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-
	ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
	トルエン	0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-
	硝酸性窒素	-	3.4	1.2	0.007	<0.005	6.7	1.1	-	-	-
	亜硝酸性窒素	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-
	硝酸性及び亜硝酸性窒素	10	3.4	1.2	0.007	<0.01	6.7	1.1	-	-	-
ふっ素	0.8	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	
ほう素	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	
その他	pH	5.8~8.6	6.4	6.4	7.1	7.5	6.5	7.6	6.4	6.6	6.3
	EC	-	44	24	41	25	31	20	62	46	30

3 騒音・振動の現状

(1) 環境騒音

市では、騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、一般地域で 11 地点、道路に面する地域で 16 地点、計 27 地点で環境騒音を測定しました。

平成 16 年度の測定結果として、一般地域では、昼間 2 地点、夜間 2 地点で環境基準を超過しました。また、道路に面する地域では、昼間 1 地点、夜間 1 地点で環境基準を超過しました。

平成 16 年度環境騒音調査測定結果

地域の区分	調査地点番号	住所	環境基準 類型	騒音 規制法 区分	騒音レベル			
					測定値(dB)		評価	
					昼間	夜間	昼間	夜間
一般地域	1	千種 1010	A	2	62	46	×	×
	2	千種 134-1	B	2	57	45	×	
	3	千種 1156-1	C	3	45	45		
	4	梅津 2314-1	B	2	50	44		
	5	加茂歌代 235-13	C	3	45	49		
	6	中原 388-1	B	2	53	44		
	7	下長木 380-3	C	3	41	36		
	8	畑野 1000	-	-	46	39		
	9	吉岡 947-1	-	2	46	41		
	10	真野 657	-	2	42	36		
	11	真野新町 540-1	-	3	54	66		×
環境基準超過地点数							2	2
道路に面する地域	12	千種 1014-1	A	2	56	47		
	13	千種 272-1	B	2	66	64		
	14	千種丙 202-1	C	3	71	60	×	
	15	梅津 2318-1	B	2	51	41		
	16	湊 198	C	3	61	51		
	17	相川栄町 2-1	-	3	62	52		
	18	窪田 811-5	B	2	67	59		
	19	八幡 1868-甲	C	3	69	61		
	20	瓜生屋 490	-	-	65	66		×
	21	畑野甲 533	-	-	68	54		
	22	吉岡 947-3	-	2	64	55		
	23	真野 655-1	-	2	62	51		
	24	真野新町 489	-	3	65	56		
	25	小木町 36-1	-	-	54	55		
	26	村山	-	-	59	45		
	27	徳和	-	-	59	44		
環境基準値超過地点数							1	1



騒音に係る環境基準の地域類型（両津地区）



騒音に係る環境基準の地域類型（金井地区）

備考)区域の区分

AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を必要とする地域
A	専ら住居の用に供される地域
B	主として住居の用に供される地域
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

(2) 道路交通振動

市では、振動規制法による規制地域内における道路交通振動の状況を把握するため、道路交通振動を測定しました。

平成16年度の測定結果は、昼間、夜間ともに道路交通振動に係る要請限度を達成しました。

道路交通振動に係る要請限度(振動規制法)

区域の区分	昼間	夜間
第1種地域	65 デシベル(8時～19時)	60 デシベル(19時～8時)
第2種地域	70 デシベル(8時～20時)	65 デシベル(20時～8時)

平成16年度道路交通振動測定結果

測定年月日	H17.2.15	地点名	千種 240	振動規制法区分	第1種地域
-------	----------	-----	--------	---------	-------

時間の区分	時間帯	等価振動レベル(Lveq)	時間率振動レベル(dB)						測定値(dB)	測定値の評価(dB)
			Lv5	Lv10	Lv50	Lv90	Lv95	LvMax		
昼間	9時～10時	37.8	42.5	41.0	26.8	20.1	19.0	56.3	41.0	40.9
	13時～14時	42.7	45.8	41.5	26.9	19.8	18.0	66.0	41.5	
	14時～15時	44.4	52.3	41.0	28.6	19.5	18.0	63.3	41.0	
	15時～16時	35.2	41.0	40.0	28.7	19.1	17.2	52.3	40.0	
夜間	19時～20時	33.9	40.7	39.5	24.7	17.4	15.3	45.9	39.5	35.4
	20時～21時	30.8	38.4	36.6	19.4	15.0	15.3	46.8	36.6	
	21時～22時	40.4	40.3	36.9	20.5	15.0	15.0	63.1	36.9	
	22時～23時	25.3	31.8	28.4	15.0	15.0	15.0	44.7	28.4	

1.測定値は、5秒間100個(原則)の測定値の80%レンジの上端地(Lv10)とする。

2.測定値の評価は、時間の区分ごとの全ての測定値の平均値とする。

(3) 工場、事業場、建設作業に伴う騒音・振動

騒音規制法、振動規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例により、著しい騒音・振動を発生する施設（特定施設）を設置する場合、また著しい騒音・振動を発生する建設作業（特定建設作業）を行う場合は、事前に届出るよう義務づけられています。市では、騒音・振動に伴う生活環境の悪化を未然に防止するため、関係法令の周知や事業者に対する行政指導、改善勧告、改善命令の実施などに取り組んでいます。

騒音・振動の特定施設（平成16年度末現在）

ア) 騒音規制法

施設区分		特定施設	
		工場等実数	施設数
1	金属加工機械	9	14
2	空気圧縮機等	29	91
3	土石用破碎機等	1	5
4	織機	0	0
5	建設用資材製造機械	2	2
6	穀物用製粉機	0	0
7	木材加工機械	9	17
8	抄紙機	0	0
9	印刷機械	6	15
10	合成樹脂用射出成形機	0	0
11	鋳型造型機	0	0
合計		56	144

イ) 振動規制法

施設区分		特定施設	
		工場等実数	施設数
1	金属加工機械	6	7
2	空気圧縮機等	22	41
3	土石用破碎機等	2	5
4	織機	0	0
5	コンクリートブロックマシン等	0	0
6	木材加工機械	0	0
7	印刷機械	1	1
8	合成樹脂錬用ロール機	0	0
9	合成樹脂用射出成形機	0	0
10	鋳型造型機	0	0
合計		31	54

ウ)新潟県生活環境の保全等に関する条例

騒音の施設区分	特定施設		振動の施設区分	特定施設			
	工場数	施設数		工場数	施設数		
1	金属加工機械	1	1	金属加工機械	0	0	
2	圧縮機等	16	16	2	圧縮機	12	13
3	土石用破碎機等	0	0	3	ポンプ	19	48
4	繊維機械	0	0	4	遠心分離機	0	0
5	建設用資材製造機械	0	0	5	土石用破碎機等	0	0
6	穀物用製粉機	0	0	6	織機	0	0
7	木材加工機械	4	8	7	コンクリート ブロック製造機	1	1
8	抄紙機	0	0	8	ディーゼル エンジン等	4	4
9	印刷機械	0	0	9	オシレーティング コンベア	0	0
10	合成樹脂用射出 成形機	0	0	10	合成樹脂用射出 成形機	0	0
11	鋳造型機	0	0	11	鋳造型機	0	0
12	バーナー	13	20	12	木材加工機械	0	0
13	電気炉	0	0	13	印刷機械	0	0
14	キューボラ	0	0	14	合成樹脂錬用 ロール機	0	0
15	遠心分離機	0	0		-		
16	コンクリート ブロック製造機	1	1		-		
17	ドラム缶洗淨機	0	0		-		
18	スチームクリーナー	2	5		-		
19	ポンプ	4	29		-		
20	天井走行クレーン等	0	0		-		
21	集じん装置	1	2		-		
22	冷凍機	9	26		-		
23	クーリングタワー	2	21		-		
	合計	52	129		合計	36	66

特定建設作業

ア)

作業の種類	届出数
くい打機等を使用する作業	0
びょう打機を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	0
空気圧縮機を使用する作業	0
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
バックホウを使用する作業	0
トラクターショベルを使用する作業	0
ブルドーザーを使用する作業	0
合計	0

イ)

作業の種類	届出数
くい打機等を使用する作業	0
鋼球を使用して破壊する作業	0
舗装版破碎機を使用する作業	0
ブレーカーを使用する作業	0
合計	0

騒音・振動の規制基準

(1) 特定工場等に係る騒音、振動の規制基準

騒音 (単位: デシベル)

	法令の区分		時間の区分			
	騒音規制法	県条例	朝	昼間	夕	夜間
区域の区分	(対象時刻)		6時~8時	8時~18時	18時~21時	21時~6時
	第1種区域	第1種区域	40	50	40	40
	第2種区域	第2種区域	50	55	50	45
	(対象時刻)		6時~8時	8時~20時	20時~22時	22時~6時
	第3種区域	第3種区域	60	65	60	50
	第4種区域	第4種区域	65	70	65	60

注1 第3種区域及び第4種区域内に所在する学校・病院等の敷地の周囲概ね50mの区域内は、当該数値から5デシベルを減じた値とする。
 2 条例では、工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準は当該隣接する区域の基準値とする。
 3 規制基準値は、特定工場等の敷地境界線における値である。

振動 (単位: デシベル)

	法令の区分		時間の区分	
	騒音規制法	県条例	昼間	夜間
区域の区分	(対象時刻)		8時~19時	19時~8時
	第1種区域	第1種区域	60	55
		第2種区域		
	(対象時刻)		8時~20時	20時~8時
	第2種区域	第3種区域	65	60
		第4種区域		

注1 第3種区域及び第4種区域内に所在する学校・病院等の敷地の周囲概ね50mの区域内は、当該数値から5デシベルを減じた値とする。
 2 条例では、工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準は当該隣接する区域の基準値とする。
 3 規制基準値は、特定工場等の敷地境界線における値である。

(2) 特定建設作業に係る騒音、振動の規制基準

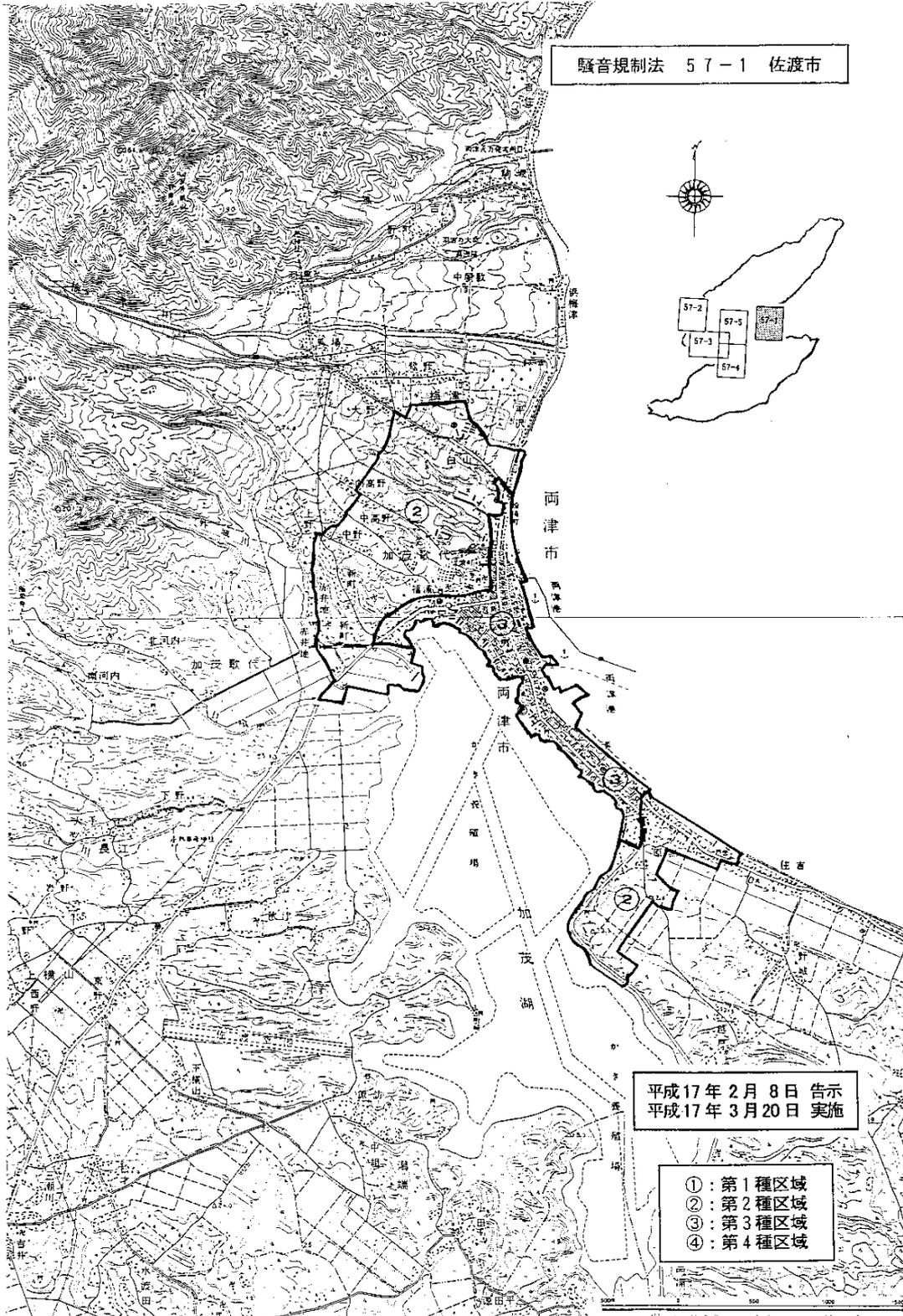
規制種別	区域の区分	規制基準
基準値		85デシベル(騒音)、75デシベル(振動)
作業禁止時刻		19時~7時
		22時~6時
1日当たりの作業時間		10時間を超えないこと
		14時間を超えないこと
作業期間		連続6日を越えないこと
作業禁止日		日曜日その他の休日

注1 基準値は、作業の場所の境界線における値である。
 2 基準値を超えている場合、1日の作業時間を4時間まで短縮できる。
 3 区域の区分 (第1号区域)とは、
 ア 第1種区域
 イ 第2種区域
 ウ 第3種区域
 エ 第4種区域のうち、学校、病院等の敷地の周囲概ね80mの区域をいう。
 4 区域の区分 (第2号区域)とは、指定地域のうち第1号区域以外の区域をいう。
 5 騒音は、騒音規制法及び県条例(騒音)、振動は、振動規制法に基づく基準である。

(4) 騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の指定

騒音規制法及び振動規制法では、知事は、関係市町村長の意見をもとに、住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、工場及び事業場における事業活動及び建設作業に伴って発生する騒音・振動を規制する地域として指定することとしています。

平成16年度末現在、両津、相川、佐和田、金井及び真野地区の一部で地域指定が行われています。



騒音規制法の指定地域（両津地区）



騒音規制法の指定地域（相川地区）



騒音規制法の指定地域（佐和田地区）



騒音規制法の指定地域（真野地区）



騒音規制法の指定地域（金井地区）

備考)区域の区分

第 1 種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 原則、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域
第 2 種区域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 原則、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
第 3 種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域 原則、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第 4 種区域	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域 原則、工業地域



振動規制法の指定地域（両津地区）



振動規制法の指定地域（真野地区）



振動規制法の指定地域（金井地区）

備考)区域の区分

<p>第 1 種区域</p>	<p>良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 原則、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域</p>
<p>第 2 種区域</p>	<p>住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域 原則、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域</p>

4 悪臭の現状

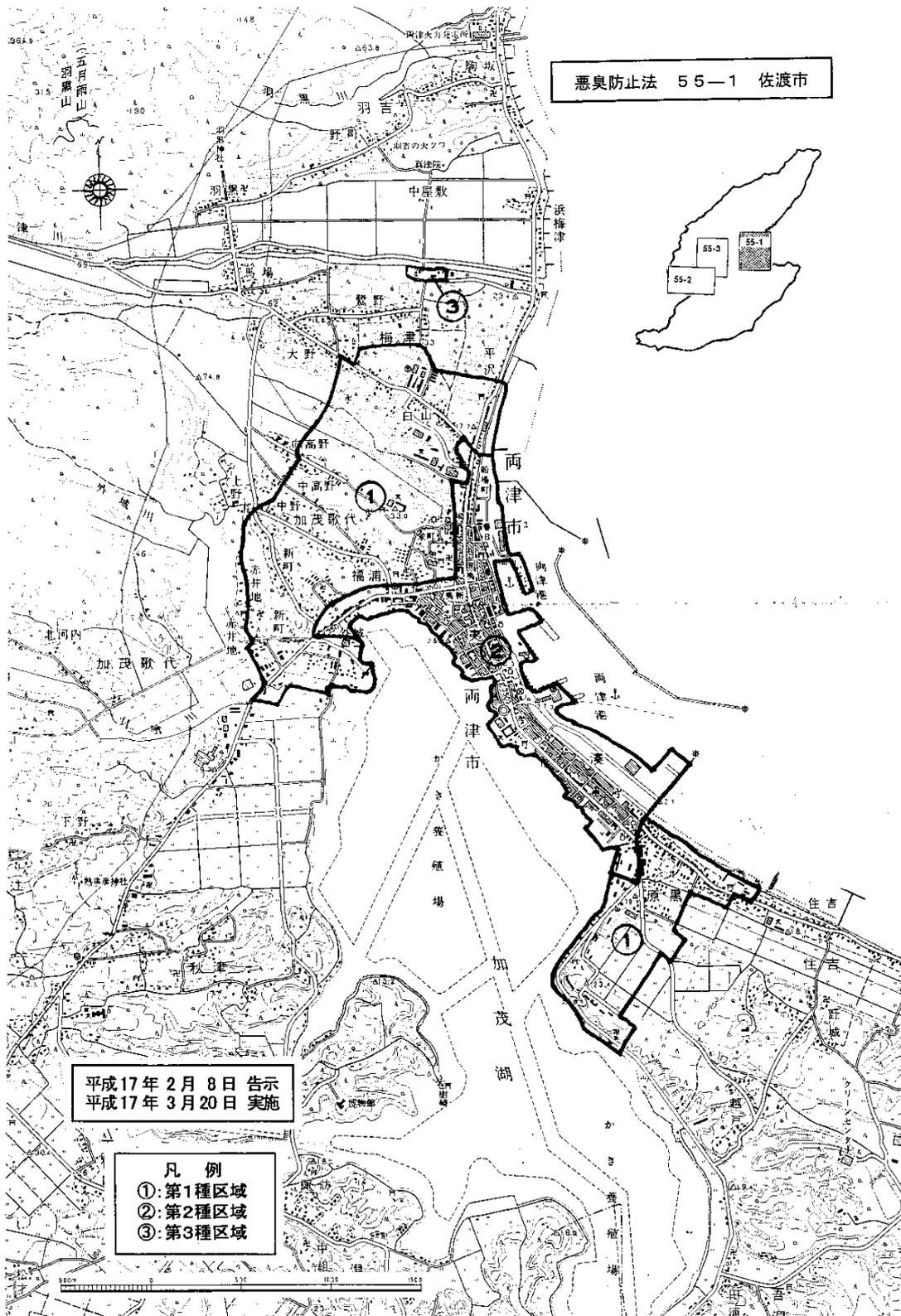
生活様式の多様化などにより、多種多様な原因から発生する臭気に対する苦情が多くなっています。市では、悪臭の防止に努めるため、全ての原因物質に対応可能な、悪臭防止法に基づく「臭気指数規制」により規制を行っています。

悪臭防止法では、知事は、関係市町村長の意見をもとに、住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、事業活動に伴って発生する悪臭を規制する地域として指定することとしています。

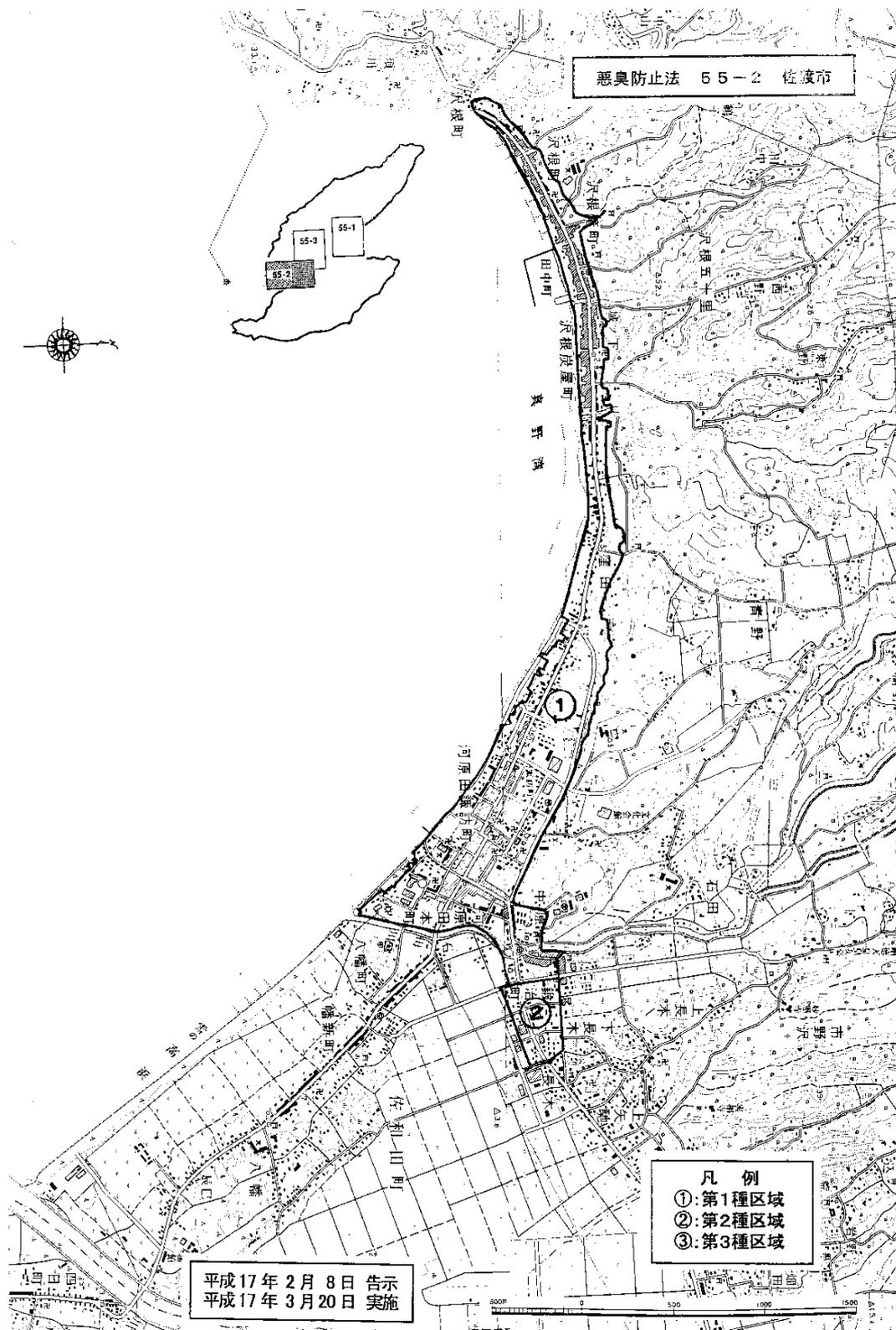
平成 16 年度末現在、両津、佐和田及び金井地区の一部で地域指定が行われています。

臭気指数規制基準

区 分	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域
敷地境界線	10	12	13
気体の排出口	排出口から発生した臭気が地表に着地したときに、敷地境界線の基準に適合するように、拡散式を用いて事業場ごとに算出する。		
排 出 水	26	28	29



悪臭防止法の指定地域（両津地区）



悪臭防止法の指定地域（佐和田）



悪臭防止法の指定地域（金井）

備考)区域の区分

第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及びこれらに相当する地域
第 2 種区域	準工業地域及び工業又は農林漁業の用に併せて住居の用に供されている地域
第 3 種区域	工業地域及び工業専用地域並びに悪臭に対する順応の見られる地域

5 ダイオキシン類

(1) 常時監視

県では、ダイオキシン類特別措置法の規定に基づき、大気、土壌、地下水、水質(河川、海域)及び底質(河川)のダイオキシン類について、県内延べ35地点において調査しました。市内では、土壌1地点、地下水1地点で行われ、いずれも環境基準を達成しました。

平成16年度新潟県ダイオキシン類測定結果

土壌一般環境

(単位：pg-TEQ/g)

調査地点名称	調査年月日	測定値	環境基準値
民家(徳和)	H16.10.19	16	1,000

調査項目：ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)

地下水一般環境

(単位：pg-TEQ/l)

調査地点名称	調査年月日	測定値	環境基準値
民家(徳和)	H16.10.19	0.076	1

調査項目：ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)、水素イオン濃度(pH)、浮遊物質(SS)、電気伝導率(EC)

(2) 特定施設におけるダイオキシン類排出状況

市では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、市有廃棄物処理施設におけるダイオキシン類濃度の測定を行った結果、排ガス、放流水ともに全ての施設で排出基準を達成しました。

排ガス中のダイオキシン類測定結果

(単位：ng-TEQ/m³N)

施設名	処理能力	測定値	排出基準値
佐渡クリーンセンター1号炉	2.5t/h (40t/16h)	0.78	5
〃 2号炉	2.5t/h (40t/16h)	0.28	5
両津クリーンセンター1号炉	1.25t/h (20t/16h)	0.002	10
〃 2号炉	1.25t/h (20t/16h)	0.00035	10
南佐渡クリーンセンター	1.875t/h (15t/8h)	0.66	10
メルティングセンター佐渡	0.6t/h (14.5t/24h)	0.1	10

1ng(ナノグラム)=10億分の1g
特定施設に係る大気排出基準

廃棄物の焼却炉の規模	基準値
焼却能力が1時間あたり、4,000kg以上	1ng-TEQ/m ³ N
焼却能力が1時間あたり、2,000kg以上4,000kg未満	5ng-TEQ/m ³ N
焼却能力が1時間あたり、2,000kg未満	10ng-TEQ/m ³ N

放流水中のダイオキシン類測定結果

(単位：pg-TEQ/l)

施設名	測定値	基準値
真野クリーンパーク	0.083	10
南佐渡一般廃棄物最終処分場	0.17	10

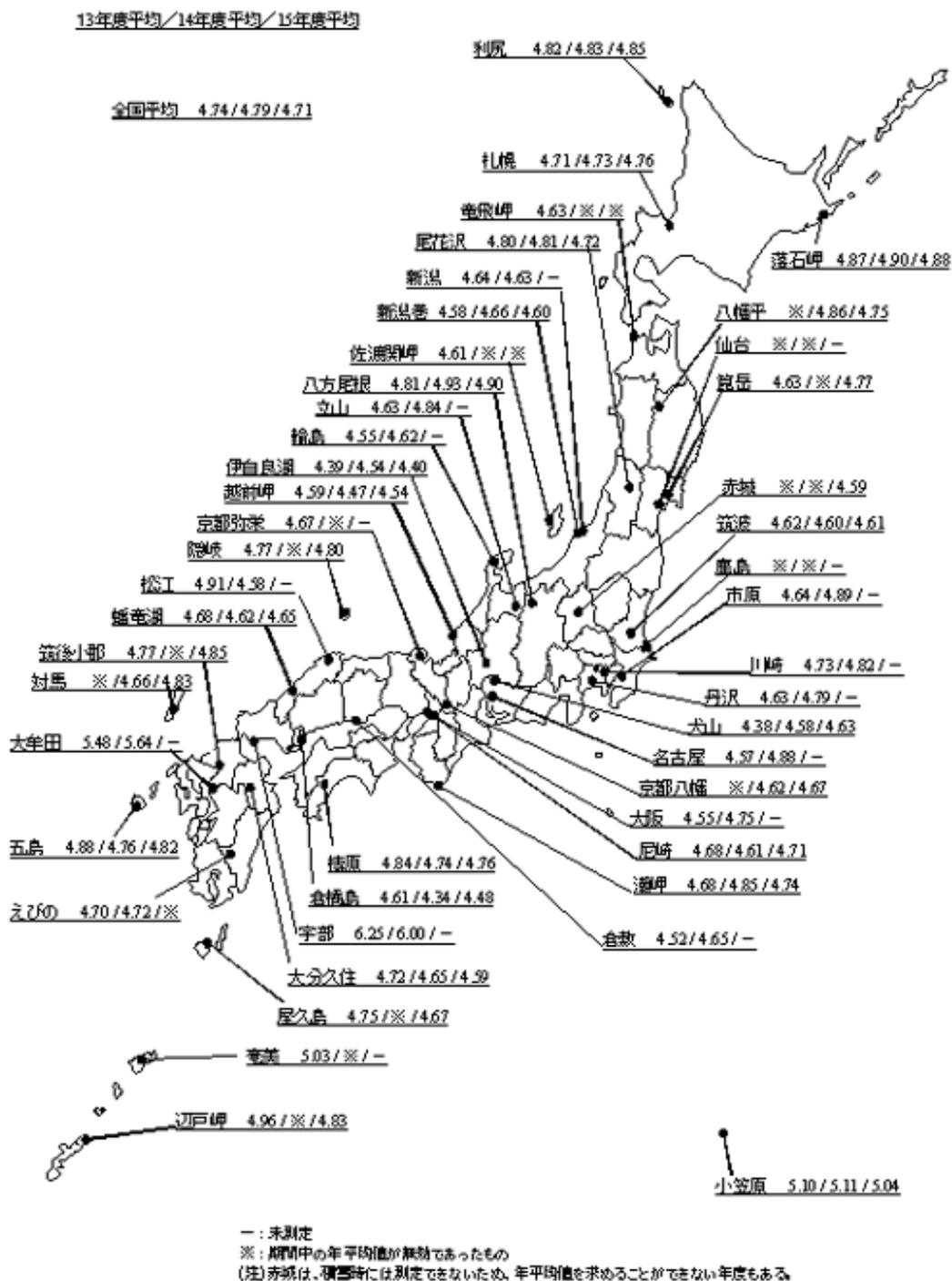
1pg(ピコグラム)=1兆分の1g

6 酸性雨の現状

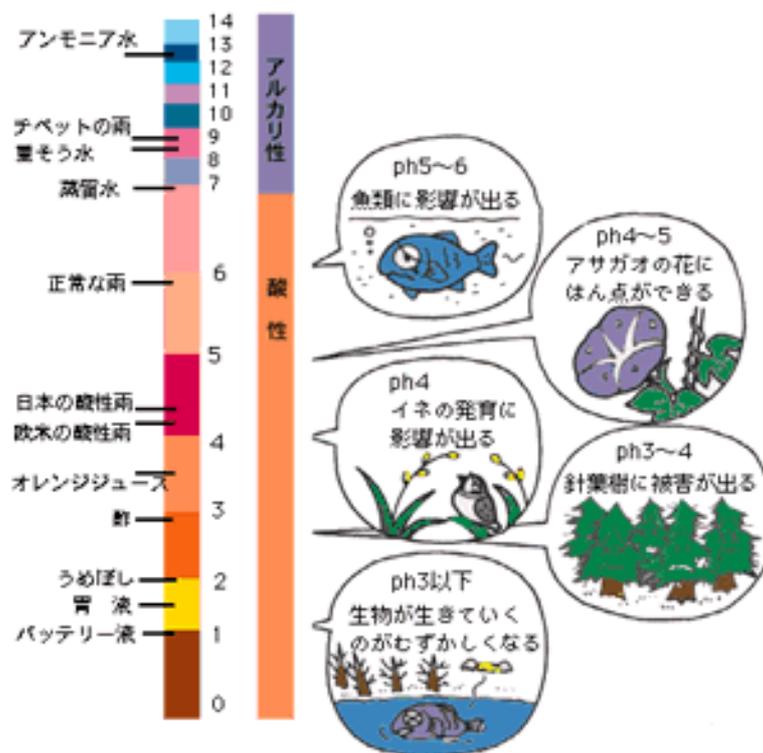
酸性雨は、化石燃料などの燃焼で生じる硫酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応し、硫酸や硝酸などが雨に溶け込んだもので、通常、pH(水素イオン濃度)5.6以下の酸性の強い雨を酸性雨と呼んでいます。

欧米では、酸性雨によると考えられる湖沼の酸性化や森林の衰退が報告され、国境を越えた国際的な問題となっています。日本でも、欧米並みの酸性雨が観測されていますが、生態系への影響については明確な兆候は見られていません。しかし、酸性雨が今後も降り続くとすれば、将来、影響発現の可能性が懸念されています。

環境省が進めている酸性雨モニタリング計画の取り組みにより、市内では国設関岬酸性雨測定所において通年調査が実施されており、平成15年度の測定結果によれば、pHの年間平均値は4.67となっています。



降雨中のpH分布図



酸性雨の度合い

7 公害苦情

(1) 公害苦情の受付状況

平成16年度に市が受け付けた公害苦情の件数は60件となっています。最近の苦情は、工場・事業場等に起因するものが依然として多くありますが、日常生活に起因するものも多くなってきており、複雑多岐にわたっています。

公害に関する苦情は、市民にとって大きな問題です。その適切な処理は、市民の健康と文化的な生活を守るために、また、紛争の未然防止のためにも重要な業務であり、県環境センター等の関係機関とも協力し、早期解決に努めています。

平成16年度公害苦情受付状況

区 分		件 数
典型7公害	大気汚染	2
	水質汚濁	6
	土壌汚染	-
	騒音	7
	振動	-
	悪臭	10
	地盤沈下	-
その他	不法投棄	18
	野焼き	14
	その他	3
合 計		60

(2) 異常水質事案の発生状況

公共用水域における異常水質事案に対しては、新潟県が定めている「公共用水域における異常水質事案取扱指針」に基づき、関係機関との迅速な連携のもと、原因究明調査、被害の拡大防止措置等を実施しています。

平成16年度における異常水質事案の発生件数は6件となっており、油類の流出事故によるものが5件発生しました。その原因としては、ガソリンスタンドの地下タンクが老朽化したことによる漏えい事故が4件、農作業中の不注意による油類の流出が1件となっています。いずれの油流出事故に対しても、関係機関と協力し、発生源者の特定や水質の浄化など、必要な措置を講じました。

種 類	件 数
魚類へい死	0
油流出	5
その他	1
合 計	6

8 廃棄物・リサイクル対策

(1) ごみ処理の現状

市には、焼却や破碎などの廃棄物処理施設が3ヶ所、灰溶融施設が2箇所、最終処分場が2箇所あります。これらの施設を有効に利用して廃棄物の処理を行っています。

平成16年度、市ではごみの分別について、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみに分別、さらに資源ごみについては、資源ごみ(ビン、缶、ペットボトル)及び古紙(新聞紙、チラシ、雑誌、段ボール、牛乳パック)に分別し、5分別13品目の収集・処理を行いました。近年では、資源ごみが増加しており、住民や事業所でのリサイクルに対する意識の向上がうかがえます。

平成15年度と比較すると、平成16年度は可燃ごみで10%、不燃ごみで13%、粗大ごみは25%まで減量しました。それに対して、資源ごみとして回収しているペットボトルで16%増加しておりリサイクルに対する市民の意識が高くなっています。また、全体としては約10%のごみの減量が図られています。

ごみの収集について

種類		形態	両津	広域	南部	場所	収集回数
一般ごみ	可燃ごみ	収集	指定袋(有料)			ステーション	週3日
			処理券(1枚20円)				
	不燃ごみ	収集	指定袋(有料)				月1日
			粗大ごみ			年5回	
有害ごみ	持込み	取次店(1個30円)			電気店等	随時	
資源ごみ	ビン・缶	収集	指定袋(有料)		コンテナ(無料)	ステーション	月2日
	ペット	地区による	ネット(無料)	無料	ネット(無料)	地区による	月1日
			ステーション	拠点回収	ステーション		
古紙	持込み	無料(5分別)			指定場所	月1日	

ごみ搬入実績

(単位：t、%)

年度	可燃ごみ		不燃ごみ		粗大ごみ		資源ごみ(ビン・缶)		資源ごみ(ペット)		有害ごみ		計	
	うち委託収集	うち委託収集	うち委託収集	うち委託収集	うち委託収集	うち委託収集	うち委託収集							
11	22,793	16,604	873	714	547	236	1,666	1,362	0	0	4	4	25,883	19,569
12	23,842	17,172	838	607	1,106	438	1,702	1,418	14	14	4	4	27,506	20,419
13	24,176	17,200	945	638	471	151	1,602	1,331	62	62	4	4	27,260	20,285
14	24,104	17,031	837	622	476	172	1,521	1,240	84	84	6	6	27,028	20,088
15	24,117	17,109	900	646	469	187	1,494	1,210	105	102	7	7	27,092	20,270
16	21,762	16,043	784	608	351	112	1,243	1,077	122	119	6	6	24,268	19,185
前年比	90	94	87	94	75	60	83	89	116	117	86	86	90	95

(2) ごみの収集委託

市内のごみ収集は15業者に委託し、計39台の収集車両によりごみを収集しています。収集ごみについては、対平成15年度比で92%となり、8%のごみの減量となりました。

(3) ごみの減量・再資源化の状況

ごみを分別すれば資源となることから、リサイクルの推進を図ってきました。リサイクル率の推移をみると、平成15年度の9.0%から1.2ポイント上昇し、10.2%のリサイクル率を確保しました。

古紙回収

平成16年度の古紙の回収量は1,220トンであり、平成15年度と比較して210トン、約20%増加しました。

市民が環境やリサイクルに関心を持ち、協力していることの表れといえます。

古紙回収について

地区名	回収量(単位：kg)						
	段ボール	雑誌	古新聞	チラシ	事務用紙	牛乳パック	合計
両津	50,650	50,890	101,250	28,590	0	750	232,130
相川	26,790	47,630	38,520	14,500	880	10	128,330
佐和田	68,410	86,620	66,780	27,110	670	510	250,100
金井	31,900	74,190	56,150	30,760	240	460	193,700
新穂	22,350	39,920	34,880	15,530	450	80	113,210
畑野	16,760	42,090	32,940	13,790	130	0	105,710
真野	26,460	56,750	38,570	14,570	200	30	136,580
小木	4,530	4,590	12,970	1,630	0	100	23,820
羽茂	1,020	6,130	8,910	1,210	0	140	17,410
赤泊	1,900	6,480	8,980	1,540	0	190	19,090
合計	250,770	415,290	399,950	149,230	2,570	2270	1,220,080

生ごみ処理

市では、生ごみ処理器購入補助制度により、生ごみの減量に取り組みました。平成16年度の補助額は2,688千円、148台の生ごみ処理器について補助しています。

これまでの累計から、生ごみ処理機の普及率は20%となっています。

生ごみ処理器の普及について(世帯数)

地区名	平成15年度まで累計			平成16年度新規			合計		
	コンポスト	EM容器	電動式	コンポスト	EM容器	電動式	コンポスト	EM容器	電動式
両津	2,210	292	0	6	0	8	2,216	292	8
相川	265	264	0	4	0	5	269	264	5
佐和田	96	70	76	9	0	14	105	70	90
金井	224	52	73	3	0	15	227	52	88
新穂	283	0	20	3	7	7	286	7	27
畑野	142	0	0	4	2	3	146	2	3
真野	530	0	19	1	10	9	531	10	28
小木	60	59	4	1	0	4	61	59	8
羽茂	34	5	13	7	2	20	41	7	33
赤泊	95	45	6	0	0	4	95	45	10
合計	3,939	787	211	38	21	89	3,977	808	300
総計	4,937			148			5,085		

(4) ごみ清掃ボランティアの現状

平成 16 年度におけるごみ清掃ボランティアは、89 団体、延べ 4,600 名の人たちが参加し、約 24 トンのごみを回収、佐渡の環境美化に貢献しています。

ごみ清掃ボランティアの半数は海岸清掃に取り組んでおり、海岸漂着ごみに対する関心の高さがうかがえます。

ごみ清掃ボランティアについて

区 分	参加者		回収量：kg、個						
	団体数	参加者数(人)	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他	合 計	
15 年度	5	110	70	0	520	0	0	590	
16 年度	89	4,598	18,165	3,550	2,160	6	0	23,875	
16 年 度 内 訳	海岸	45	2,474	14,040	2,220	430	6	0	16,690
	道路	24	1,257	1,045	410	1,285	0	0	2,740
	集落	8	328	420	290	30	0	0	740
	その他	12	539	2,660	630	415	0	0	3,705

環境保全のための取り組み

1 佐渡市環境基本条例の制定

今日的な環境問題の解決のためには、地域社会や一人ひとりの生活のあり方を見直すことにより、日常生活から行動を起こすことが必要となります。

「Think Globally, Act Locally」これは、「考えるところは地球規模に立つて行うが、実際の行動は、足元からきちんと行っていかなければならない」という趣旨の言葉です。

私たち一人ひとりが、自主的かつ積極的に環境問題の解決を図るための取り組みに参加することが求められています。

本市では、このような背景と環境基本法の制定を踏まえ、環境の保全及び再生に関する基本理念や市民・事業者・市の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めるとともに、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来にわたり市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成 17 年 3 月に「佐渡市環境基本条例」を制定しました。

2 佐渡市地球温暖化対策率先行動計画の策定

本市では、地球温暖化対策の推進を率的に取り組むため、平成 17 年 3 月に「佐渡市地球温暖化対策率先行動計画」を策定しました。

この計画は、総合的・計画的に温室効果ガスを削減するとともに、市民、事業者の自主的・積極的な取り組みの促進を図る観点から、「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」に基づいて、「佐渡市地球温暖化対策実行計画」の策定を目標として、本市の事務・事業における温室効果ガスの総排出量の把握や低減を図るための率的な取り組みについて定めたものになります。

(1) 計画の推進

平成 17 年度からの本格的な取り組みを確保するため、「佐渡市地球温暖化対策率先行動計画の推進に関する要綱」を定め、推進管理者、推進責任者、推進員による推進体制を整備するとともに、計画の円滑な取り組みと職員の意識の向上を図るため、職員研修を実施しました。

職員研修実施状況

対象	実施日	参加者
推進管理者	H17.2.14	25 人
推進責任者	H17.2.7	103 人
推進員	H17.2.24	232 人
一般職員	H17.3.23	280 人

参考資料

1 環境基準一覧

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学 オキシダント (OX)	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回るということにならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

(2) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準
ア 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg / 以下	全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg / 以下	六価クロム	0.05mg / 以下
砒素	0.01mg / 以下	総水銀	0.0005mg / 以下
アルキル水銀	検出されないこと	P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg / 以下	四塩化炭素	0.002mg / 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg / 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg / 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg / 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg / 以下	トリクロロエチレン	0.03mg / 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg / 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg / 以下
チウラム	0.006mg / 以下	シマジン	0.003mg / 以下
チオベンカルブ	0.02mg / 以下	ベンゼン	0.01mg / 以下
セレン	0.01mg / 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / 以下
ふっ素	0.8mg / 以下	ほう素	1mg / 以下

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄(省略)に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

イ 生活環境の保全に関する環境基準
(ア) 河川(湖沼を除く。)
ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ 以下	25mg/ 以下	7.5mg/ 以上	50MPN/ 100m 以下	第 1 の 2 の(2) により 水域類 型ごと に指定 する水 域
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ 以下	25mg/ 以下	7.5mg/ 以上	1,000MPN/ 100m 以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ 以下	25mg/ 以下	5 mg/ 以上	5,000MPN/ 100m 以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ 以下	50mg/ 以下	5 mg/ 以上	-	
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げ るもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ 以下	100mg/ 以下	2 mg/ 以上	-	

E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/ 以上	-	
測定方法		規格 12.1 に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格 21 に定め る方法	付表 8 に掲げ る方法	規格 32 に定め る方法又は隔 膜電極を用い る水質自動監 視測定装置に よりこれと同 程度の計測結 果の得られる 方法	最確数による 定量法	

- 1．基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2．農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/ 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3．水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。
- 4．最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
試料 10m、1m、0.1m、0.01m ……のように連続した 4 段階（試料量が 0.1m 以下の場合は 1m に希釈して用いる。）を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35～37、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100 m 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
- 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
- 水産 3 級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全 亜 鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ 以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ 以下	
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。)	
備考	1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)		

(イ) 湖沼(天然湖沼及び貯水量 1,000 万以上の人口湖)
ア)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該 当 水 域
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群 数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ 以下	1 mg/ 以下	7.5mg/ 以上	50MPN/ 100m 以下	第 1 の 2 の(2) により 水域類 ごとに 指定す る水域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ 以下	5 mg/ 以下	7.5mg/ 以上	1,000MPN/ 100m 以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ 以下	15mg/ 以下	5 mg/ 以上	-	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/ 以上	-	
測定方法		規格 12.1 に 定める方法又 はガラス電極 を用いる水質 自動監視測定 装置によりこ れと同程度の 計測結果の得 られる方法	規格 17 に定 める方法	付表 8 に掲げ る方法	規格 32 に定 める方法又は 隔膜電極を用 いる水質自動 監視測定装置 によりこれと 同程度の計測 結果の得られ る方法	最確数による 定量法	
水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

(注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該 当 水 域
		全 窒 素	全 リ ン	
I	自然環境保全及び 以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ 以下	0.005mg/ 以下	第 1 の 2 の (2) に より水 域類 型毎 に指 定す る水 域
	水道 1、2、3 級 (特殊なものを除く。) 及び 水産 1 種 水浴 及び 以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ 以下	0.01mg/ 以下	
	水道 3 級 (特殊なもの) 及び I V 以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ 以下	0.03mg/ 以下	
	水産 2 種 及び V の欄に掲げるもの	0.6mg/ 以下	0.05mg/ 以下	
	水産 3 種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/ 以下	0.1mg/ 以下	
測定方法		規格 45.2、45.3 又は 45.4 に定める方法	規格 46.3 に定める 方法	
<p>1. 基準値は年間平均値とする。</p> <p>2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。</p> <p>3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。</p>				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの (「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- 3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該 当 水 域
		全 亜 鉛	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの 餌生物が生息する水域	0.03mg/ 以下	第 1 の 2 の (2) に より水 域類 型ご とに 指定 する 水 域
生物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物 が生息する水域	0.03mg/ 以下	
生物 特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法 (準備 操作は規格 53 に定める方法 によるほか、付表 9 に掲げる 方法によることができる。ま た、規格 53 で使用する水に ついては付表 9 の 1 (1) によ る。)	

(ウ) 海域
ア)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該 当 水 域
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群 数	n-ヘキサ ン抽出物 質 (油分等)	
A	水産1級水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ 以下	7.5mg/ 以上	1,000MPN/ 100m以下	検出され ないこと	第1の2 の(2)に より水域 類型に 指定す る水域
B	水産2級工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ 以下	5mg/ 以上	-	検出され ないこと	
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/ 以下	2mg/ 以上	-	-	
	測 定 方 法	規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格17に定 める方法(た だし、B類型 の工業用水及 び水産2級の うちノリ養殖 の利水点にお ける測定方法 はアルカリ性 法)	規格32に定め る方法又は隔 膜電極を用い る水質自動監 視測定装置に よりこれと同 程度の計測結 果の得られる 方法	最確数による 定量法	付表10に 掲げる方 法	
<p>1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100m 以下とする。</p> <p>2. アルカリ性法とは、次のものをいう。</p> <p>検水 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1m を加え、次に N/100 過マンガン酸カリウム溶液 10m を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1m とアジ化ナトリウム溶液 (4w/v%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5m を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明している N/100 チオ硫酸ナトリウム溶液ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。</p> $COD (0_2mg/) = 0.08 X ((b) - (a)) X f Na_2 S_2 O_3 X 1000/50$ <p>(a) : N/100 チオ硫酸ナトリウム溶液の滴定値(m)</p> <p>(b) : 蒸留水について行った空試験値(m)</p> <p>f Na₂S₂O₃ : N/100 チオ硫酸ナトリウム溶液の力価</p>							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当 水域
		全窒素	全リン	
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/ 以下	0.02mg/ 以下	第 1 の 2 の (2) に より水域 類型ごと に指定す る水域
	水産 1 種水浴及び III 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/ 以下	0.03mg/ 以下	
	水産 2 種及び IV の欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6mg/ 以下	0.05mg/ 以下	
	水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/ 以下	0.09mg/ 以下	
測定方法		規格 45.4 に定める方法	規格 46.3 に定める方法	
1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産 1 種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産 2 種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産 3 種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当 水域
		全亜鉛	
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ 以下	第 1 の 2 の (2) に より水 域類 型ご とに 指 定 す る 水 域
生物 特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法(準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 9 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 9 の 1 (1) による。)	

(3) 地下水の水質汚濁に係る基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg / l 以下	全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg / 以下	六価クロム	0.05mg / 以下
砒素	0.01mg / 以下	総水銀	0.0005mg / 以下
アルキル水銀	検出されないこと	P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg / 以下	四塩化炭素	0.002mg / 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg / 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg / 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg / 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg / 以下	トリクロロエチレン	0.03mg / 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg / 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg / 以下
チウラム	0.006mg / 以下	シマジン	0.003mg / 以下
チオベンカルブ	0.02mg / 以下	ベンゼン	0.01mg / 以下
セレン	0.01mg / 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / 以下

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(4) ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg -TEQ / m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（水底の底質を除く。）	1 pg -TEQ / l 以下	日本工業規格 K 0312 に定める方法
水底の底質	150pg -TEQ / g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg -TEQ / g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

1. 基準値は、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg -TEQ / g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(5) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	項目	環境上の条件
カドミウム	検液1につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること	全シアン	検液中に検出されないこと
有機リン	検液中に検出されないこと	鉛	検液1につき0.01mg以下であること
六価クロム	検液1につき0.05mg以下であること	砒素	検液1につき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること
総水銀	検液1につき0.0005mg以下であること	アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと	銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること
ジクロロメタン	検液1につき0.02mg以下であること	四塩化炭素	検液1につき0.002mg以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液1につき0.004mg以下であること	1,1-ジクロロエタン	検液1につき0.02mg以下であること
シス-1,2-ジクロロエタン	検液1につき0.04mg以下であること	1,1,1-トリクロロエタン	検液1につき1mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液1につき0.006mg以下であること	トリクロロエタン	検液1につき0.03mg以下であること
テトラクロロエタン	検液1につき0.01mg以下であること	1,3-ジクロロプロパン	検液1につき0.002mg以下であること
チウラム	検液1につき0.006mg以下であること	シマジン	検液1につき0.003mg以下であること
チオカバチ	検液1につき0.02mg以下であること	ベンゼン	検液1につき0.01mg以下であること
セレン	検液1につき0.01mg以下であること	ふっ素	検液1につき0.8mg以下であること
ほう素	検液1につき1mg以下であること		

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1につき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1につき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

(6) 騒音に係る環境基準

ア 騒音に係る環境基準

(ア) 一般地域(道路に面する地域以外の地域)

地域の類型	基準値	
	昼間(6時~22時)	夜間(22時~6時)
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

1. 地域の類型は次のとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。
2. A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

(イ) 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

1. 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

(ウ) 幹線交通を担う道路に近接する空間

基準値	
昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

イ 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値(単位 W E C P N L)
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

1. 地域の類型は次のとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。
2. I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

ウ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

1. 地域の類型は次のとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。
2. I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 水産用基準（日本水産資源保護協会）

水域		河川		湖沼		海域		
有機物・栄養塩類	BOD	自然繁殖の条件	生育の条件	-		-		
		3mg/ 以下 (2mg/ 以下)	5mg/ 以下 (3mg/ 以下)					
	COD 1	-		自然繁殖の条件	生育の条件	一般海域	ノリ養殖場 閉鎖性内湾の沿湾域	
				4mg/ 以下 (2mg/ 以下)	5mg/ 以下 (3mg/ 以下)	1mg/ 以下	2mg/ 以下	
全リン	0.1mg/ 以下		コイ・フナ ワカサギ サケ科・アユ	0.1mg/ 以下 0.05mg/ 以下 0.01mg/ 以下	水産1種 水産2種 水産3種	0.03mg/ 以下 2 0.05mg/ 以下 0.09mg/ 以下		
全窒素	1mg/ 以下		コイ・フナ ワカサギ サケ科・アユ	1mg/ 以下 0.6mg/ 以下 0.2mg/ 以下	水産1種 水産2種 水産3種	0.3mg/ 以下 2 0.6mg/ 以下 1.0mg/ 以下		
DO	6mg/ 以上 (7mg/ 以上)				6mg/ 以上 内湾漁場の夏季底層 3ml/ (4.3mg/)			
pH	6.7~7.5				7.8~8.4			
生息する生物に悪影響を及ぼすほどpHの急激な変化がないこと								
SS	1.SS : 25mg/ 以下 (ただし、人為的に加えられる SSは5mg/ 以下) 2.忌避行動等の反応を起こさ せる原因とならないこと 3.日光の透過を妨げ、水生植物 の繁殖、成長に影響を及ぼさな いこと		貧栄養湖でサケ・ マス・アユ用の生 産に適する湖沼	温水性魚類の生 産に適する湖沼	人為的に加えら れるSS	2mg/ 以下		
			透明度	4.5m 以上				1.0m 以上
			SS	1.4mg/ 以下	3.0mg/ 以下	階層等の繁殖適水位において、 必要な光度が保持され、その繁 殖、成長に影響を及ぼさないこ と		
着色	1.光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。 2.嫌忌行動の原因とならないこと。							
水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温変化のないこと							
大腸菌群数	1000MPN/100m (生食用のカキ飼育の場合70MPN/100m) 以下であること							
油分	1.水中に油分が含まれないこと 2.水面に油膜が認められないこと							
有害物質	農薬、重金属、シアン化学物質などが、有害な程度に含まれないこと							
底質	有機物などにより汚泥床、ミズワタ等の発生を起こさないこと					COD	20mg/ 以下	
						硫化物	0.2mg/ 以下	
						n-ヘキサン抽出物質	0.1%以下	
1.微細な懸濁物が岩面または礫、砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げない こと 2.溶出して有害性を示す成分を含まないこと								

備考 ()内の数値は、サケ、マス、アユを対象とする場合。

- 湖沼では酸性法、海域ではアルカリ性法である。
- ノリ養殖に最低限必要な栄養塩濃度は、溶存無機態窒素として0.07~0.1mg/、リン酸態リンは0.007~0.014mg/ である。

3 道路交通騒音、振動に係る要請限度

(1) 自動車騒音

区域の区分	車線数	昼 間	夜 間
(対象時刻)		6 時 ~ 22 時	22 時 ~ 6 時
a	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
	2 車線以上	70 デシベル	65 デシベル
b	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
	2 車線以上	75 デシベル	70 デシベル
c	1 車線以上	75 デシベル	70 デシベル
幹線道路近接区域	1 車線以上	75 デシベル	70 デシベル

注 1 区域の区分は次のとおりである。

a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

2 幹線交通を担う道路に近接する区域は、1 の区域の区分にかかわらず、幹線道路近接区域の欄の数値とする。近接する区域の範囲は次のとおりである。

2 車線以下の道路：道路の敷地の境界線から 15m

2 車線を超える道路：道路の敷地の境界線から 20m

3 幹線交通を担う道路とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては、4 車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。

(2) 道路交通振動

区域の区分	昼 間	夜 間
(対象時刻)	8 時 ~ 19 時	19 時 ~ 8 時
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
(対象時刻)	8 時 ~ 20 時	20 時 ~ 8 時
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要が区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条 第 8 条)

第 2 章 環境の保全及び再生に関する基本的施策

第 1 節 施策の策定等に係る指針(第 9 条)

第 2 節 環境基本計画(第 10 条)

第 3 節 環境の保全及び再生のための施策等(第 11 条 第 23 条)

第 4 節 環境の保全及び再生に関する協力(第 24 条・第 25 条)

第 5 節 推進体制の整備(第 26 条)

第 3 章 環境審議会(第 27 条 第 31 条)

附則

私たちのまち佐渡市は、青く澄んだ美しい海と緑豊かな山々を有し、四季折々自然の恵みの中でトキ(ニッポニア・ニッポン)を育んだ、世界に誇れる伝統と文化を有する歴史の島である。

近年、豊かな環境は、経済の高度化や生活様式の変化等により、地球規模でオゾン層の破壊や温暖化、酸性雨等による環境破壊が進み、人類の生存をも脅かすまでに至っている。

私たちは、環境問題を自らの課題として認識するとともに、環境の保全及び再生を目指し、市民が力を合わせて、人とトキが共に生きる島づくりを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、人とトキが共に生きる島づくりを目指し、環境の保全及び再生について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたり市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び再生 健全で恵み豊かな環境を保護及び整備し、又は取り戻すことにより、将来にわたって良好な状態に維持することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)、及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(環境の保全及び再生についての基本理念)

第 3 条 環境の保全及び再生は、市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように、適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び再生は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに人と自然との豊かな触れ合いを保つことにより、人と自然が共生できるように、適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び再生は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築することを目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
- 4 地球環境保全が、人類共通の課題であるとともに、環境の保全及び再生と密接な関係があることから、すべての者は、これを自らの課題として認識し、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び再生についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び再生に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる廃棄物を適正に処理するとともに、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び再生に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び再生に自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力する責務を有する。

(滞在者及び民間団体等の責務)

第7条 通勤、通学、観光旅行等で本市に滞在する者は、前条に定める市民の責務に準じて環境の保全及び再生に努めるものとする。

- 2 市民又は事業者が組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)は第5条に定める事業者の責務に準じて環境の保全及び再生に努めるものとする。

(年次報告)

第8条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び再生に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び再生に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針

第9条 市は、環境の保全及び再生に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良

- 好な状態に保持すること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (3) 森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。
- (4) 自然と調和した潤いと安らぎのある良好な景観を形成するとともに、歴史的又は文化的資源等と調和した快適な環境を創造すること。
- (5) 人と自然が豊かに触れ合い、共生することができる環境を確保すること。
- (6) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理並びに再生資源の利用、廃熱の有効利用等による資源の循環的な利用を促進し、環境への負荷が少なく、かつ、持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (7) 地球環境保全を積極的に推進すること。

第2節 環境基本計画

第10条 市長は、環境の保全及び再生に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び再生に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全及び再生に関する長期的かつ総合的な施策の大綱
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び再生に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び民間団体等(以下「市民等」という。)の意見を反映するよう努めるとともに、あらかじめ佐渡市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全及び再生のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ることにより環境への負荷が低減されるように配慮しなければならない。

(環境への事前配慮)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者があらかじめその事業に係る環境の保全について適正に配慮するよう必要な措置を講ずることができる。

- 2 市民等は、法令等に違反しない場合においても、環境に影響を及ぼすおそれのある施設の設置その他の行為をするときは、環境への負荷の少ない方法で行うよう努めなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる行為について必要な規制の措置を講ずるものとする

- (1) 公害の原因となる行為
- (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為

(自然環境の保全等)

第14条 市は、トキをはじめとする野生生物の生息環境等に配慮し、樹林地、農地、河川等における絶滅危惧種等多様な生物の生存を確保するため、自然環境の保全及び再生に必要な措置を講ずるものとする。

(快適な環境の保全等)

第15条 市は、公園、緑地及び水辺地の整備、良好な景観の確保、歴史的又は文化的資源の保全等を図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第16条 市は、市民等がその行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その者の経済的状況を勘案しつつ、助成その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、適正かつ公平な経済的負担を求めることにより市民等が自ら環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導するため、必要な措置を講ずることができるものとする。

3 前項の措置を講ずる必要がある場合には、その措置に係る施策を活用して環境の保全上の支障を防止することについて市民等の理解と協力を得るように努めるものとする。

(環境の保全及び再生に資する公共的施設の整備)

第17条 市は、下水道又は廃棄物の処理施設その他の環境の保全及び再生に資する公共的施設の整備を推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めるものとする。

(資源の循環的利用等の推進)

第18条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事務事業の実施に当たって、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの合理的かつ効率的な利用に努めるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの合理的かつ効率的な利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第19条 市は、環境の保全及び再生に関する教育の充実及び学習の促進により市民等が環境の保全及び再生についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び再生に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的活動の促進)

第20条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び再生に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境状況の把握等)

第21条 市は、環境の状況を把握し環境の保全及び再生に関する施策を適正に実施するために必要な情報の収集、調査及び研究の実施に努めるものとする。

2 市は、環境の状況を把握し環境の保全及び再生に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供)

第22条 市は、環境の保全及び再生に関する教育の充実及び学習の促進並びに市民等が自発的に行う環境の保全及び再生に関する活動の促進のため、環境の状況その他の必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第23条 市は、地球環境保全のため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨対策その他の施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及びその他の関係団体等(以下「国等」という。)と連携し、地球環境保全に関する調査、情報の提供等に努めるものとする。

第4節 環境の保全及び再生に関する協力

(国等との協力)

第 24 条 市は、環境の保全及び再生を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国等と協力して、その推進に努めるものとする。

(国際協力)

第 25 条 市は、国等と連携し、又は市の実施する各種の国際交流を通じて、環境の保全及び再生に関する情報の提供、技術の活用等により、環境の保全及び再生に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 5 節 推進体制の整備

第 26 条 市は、環境の保全及び再生に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 市は、市民等との協働により、環境の保全及び再生に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するように努めるものとする。

第 3 章 環境審議会

(設置)

第 27 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、佐渡市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 28 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全及び再生の基本的事項及び重要事項に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び再生に関し必要と認められる事項

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全及び再生に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 29 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民
- (4) 事業者

(任期)

第 30 条 委員の任期は、2 年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げない。

(委任)

第 31 条 前 3 条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5 佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成 16 年 3 月 1 日
条例第 226 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)に基づき、廃棄物の収集運搬及び資源化を含め適正な処理処分及び清掃並びに一般廃棄物処理業と浄化槽法に基づく浄化槽事業の許可に関し、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物 法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。
- (3) 特別管理一般廃棄物 法第 2 条第 3 項に規定する特別管理一般廃棄物をいう。
- (4) 処理施設 市が廃棄物の資源化又は処理処分する目的で設置した施設をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、廃棄物の発生の抑制及び再利用の促進により、廃棄物の減量を図るとともに、廃棄物の適正な処理に努めなければならない。

- 2 市は、廃棄物の再利用等による減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の自主的な活動を推進するよう努めなければならない。
- 3 市は、市民及び事業者の廃棄物に関する意識の高揚に努めなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、廃棄物を分別して排出すること等により、廃棄物の減量及び適正処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、単独に又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正に処理するとともに、その処理に関する技術開発に努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前 2 項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(地域の清潔の保持)

第 6 条 土地又は建物の占有者(占有者のない場合は管理者。以下「占有者」という。)は、占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めるとともに、その地先の道路、側溝等についても清潔の保持に努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第 7 条 何人も、公園、広場、海水浴場、道路、河川、湖沼、港湾その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)を汚さないようにしなければならない。

- 2 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を公衆に配布し、又は配布させた者は、その場所に宣伝物等が散乱した場合は、速やかに当該宣伝物等を回収し、及び適正に処理しなければならない。

3 土木、建築等の工事を行う者は、工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等を適正に管理し、公共の場所に当該物が飛散し、又は流出することによって生活環境の保全上支障が生ずることのないようにしなければならない。

(土地又は建物の管理)

第8条 占有者は、占有し、又は管理する土地又は建物に、みだりに廃棄物が捨てられないように周囲に囲いを設ける等、適正な管理に努めなければならない。

2 土地の占有者は、占有し、又は管理する土地に廃棄物が捨てられた場合は、その廃棄物を自らの責任で処理するよう努めなければならない。

(生活環境保持の改善勧告)

第9条 市長は、前2条のいずれかの規定に違反することにより、生活環境を著しく害していると認める者に対し、期限を定めて改善するよう勧告することができるものとする。

(一般廃棄物処理計画)

第10条 市長は、法第6条第1項の規定による一般廃棄物の処理計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、これを告示するものとする。一般廃棄物処理計画を変更したときも、同様とする。

(一般廃棄物の処理)

第11条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物を処理する。

(計画遵守義務)

第12条 占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、処理することができないものは、一般廃棄物処理計画により処理しなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第13条 市長は、市がその処理を行っている一般廃棄物のうちから、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となっているものを適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理困難物の処理を適正に行うために必要な協力を求めることができる。

(排出禁止物)

第14条 占有者は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる物を排出してはならない。

(1) 有害物質を含むもの

(2) 著しく悪臭を発するもの

(3) 爆発性、火災発生の原因となるおそれのあるもの

(4) 特別管理一般廃棄物

(5) 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理施設に支障を生じるおそれのあるもの

2 占有者は、前項に規定する一般廃棄物を処分しようとする場合は、市長の指示に従わなければならない。

(処理施設の受入基準等)

第15条 占有者及び占有者から運搬の委託を受けた者は、市長の指定する処理施設に廃棄物を搬入する場合には、市長が別に定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、前項の受入基準に従わない場合は、その廃棄物の受入を拒否することができる。

(一般廃棄物の自己処理基準)

第16条 占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物を処理する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条に規定する基準に準じて処理しなければならない。

(ふん尿の使用法の制限)

第17条 ふん尿は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第13条に定める基準に適合した方法によるものでなければ、肥料として使用してはならない。

(犬及びねこの死体処理)

第 18 条 犬及びねこの死体を自ら処理することができないときは、その処理を市に委託することができる。

2 前項の犬及びねこの死体は、他の廃棄物と区分しておかなければならない。(協力義務)

第 19 条 建物の占有者は、当該建物に係るくみ取り式便所について、雨、雪及び地下水の侵入、悪臭の発散、ねずみ及び衛生害虫の出入又は発生を防止するとともに、消毒剤、防虫剤を散布する等その衛生的管理に努め、かつ、冬期間においては、その周囲及び通路の除雪をして、収集作業に支障のないようにしなければならない。

2 遺棄された動物の死体を発見した者は、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。

3 廃棄物を投棄する行為を発見した者は、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。

(集積場利用者の義務)

第 20 条 占有者は、一般廃棄物処理計画に定める一般廃棄物を排出する場合は、所定の集積場等へ持ち出さなければならない。

2 集積場の利用者は、その利用に当たって一般廃棄物処理計画に従い、種別ごとに分別し、市長が別に定める排出方法を遵守し、かつ、指定された日時に排出しなければならない。

3 集積場は、市長の同意を得て、占有者が共同で設置するものとし、当該占有者は清掃を行う等により、その集積場の清潔の保持に努めなければならない。

(多量の一般廃棄物)

第 21 条 法第 6 条の 2 第 5 項の規定により運搬その他について市長が指定することができる多量の一般廃棄物の量は、次に掲げるとおりとする。

(1) し尿 1日平均排出量が 180 リットル以上

(2) ごみ 1日平均排出量が 30 キログラム以上

(3) その他の一般廃棄物 市長が必要と認めたる量

2 前項各号に掲げる一般廃棄物(し尿を除く。)は、焼却、破碎、切断、圧縮等、あらかじめ前処理に努め処理施設に搬入しなければならない。

3 次の各号に掲げる一般廃棄物は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる前処理をした後、市長の指示に従い、搬入しなければならない。

(1) 木くず おおよそ乾燥したものであって、おおむね長さ 100 センチメートル以内、重さはおおむね 10 キログラム以内に切断又は破碎をすること。

(2) 飲食業等に係る多量の水分を含む雑廃 十分に水切りをした後、市長の指示する容器等で、重さおおむね 10 キログラム以内のものとする。

4 市長は、一般廃棄物を排出する事業者に対し、他の一般廃棄物の処理に支障を来すと認められる場合には、第 1 項の規定にかかわらず当該一般廃棄物を自ら処理させる等、必要な指示をすることができる。

(一般廃棄物処理手数料)

第 22 条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、一般廃棄物処理手数料(以下「処理手数料」という。)を徴収する。

2 前項の規定による処理手数料の額は、別表第 1 のとおりとする。

3 市長は、天災その他特別の理由があると認める場合は、処理手数料の全部又は一部を免除することができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、処理手数料の徴収に関し、必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物の収集及び運搬)

第 23 条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、生活環境の保全上支障が生じないうちに、一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行わなければならない。

2 市長は、一般廃棄物処理計画の範囲内において、一般廃棄物の収集及び運搬を他に委託することができる。

(一般廃棄物処理業者等の許可)

第24条 法第7条第1項若しくは第4項の規定による一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業(以下「一般廃棄物処理業等」という。)又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬又は処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物処理業等を業として行う者その他省令で定める者については、この限りではない。

2 前項の許可を受けた後において、その内容の一部を変更しようとするときも、同様とする。

(許可証の交付)

第25条 市長は、前条の規定により許可したときは、許可証を交付する。

2 前条第1項の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、前項の許可証を紛失し、又は損傷したときは、直ちにその理由を市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

3 許可証の有効期間は、2年とする。

(一般廃棄物処理業等の許可手数料)

第26条 一般廃棄物処理業等又は浄化槽清掃業の許可又は許可の更新を受けようとする者は、当該各号に定める手数料を申請又は届出の際に納入しなければならない。

(1) 一般廃棄物処理業等許可手数料 2,000円

(2) 浄化槽清掃業許可手数料 3,000円

(3) 許可証の再交付手数料 当該手数料のそれぞれ2分の1の額

(業務の停止、廃止及び再開)

第27条 許可業者は業務を休止し、若しくは廃止し、又は休止していた業務を再開しようとするときは、その30日前までに市長に届け出なければならない。

(施設及び運搬用機材の検査)

第28条 許可業者は、許可を受けるに当たって必要な収集運搬車等の機材及び車庫等の施設について、市長の定期及び随時の検査を受けなければならない。

(従事者の届出)

第29条 許可業者は、一般廃棄物の収集運搬又は処理並びに浄化槽の清掃に従事する者の氏名、生年月日等規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

(許可証の譲渡又は貸与の禁止並びに返納義務)

第30条 許可業者は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 許可業者は、許可の有効期間が満了し、又はその期間が取り消されたときは、その日から7日以内に許可証を市長に返納しなければならない。

3 許可業者が営業を廃止し、又は合併し、若しくは解散したときは、それぞれ本人若しくは相続人又は合併後存続する法人若しくは清算人は、直ちにその旨を市長に届け出て許可証を返納しなければならない。

(浄化槽清掃計画の届出)

第31条 許可業者は、浄化槽の清掃を行う場合は、あらかじめ浄化槽清掃計画書を市長に届け出なければならない。

(市が処分する産業廃棄物の処理)

第32条 法第11条第2項の規定により市が処分する産業廃棄物は、市内の事業所から排出するもので、一般廃棄物の処理とあわせて処分することができ、かつ一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で市長が定めるものとする。

(産業廃棄物処分費用)

第33条 法第13条第2項の規定による産業廃棄物の処分に要する費用は、別表第2のとおりとする。

2 市長は、天災その他特別の理由があると認める場合は、処理手数料の全部又は一部を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、処理手数料の徴収に関し、必要な事項は、規則で定める。

(報告の徴収等)

第34条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他関係者に対し、廃棄物の減量及び適正処理に関し必要な報告を求め、又は指示することができる。

(立入検査)

第35条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び適正処理に関し、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の両津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年両津市条例第29号)、相川町廃棄物の減量及び清掃等に関する条例(平成8年相川町条例第13号)、佐和田町廃棄物の減量及び清掃等に関する条例(平成7年佐和田町条例第25号)、金井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年金井町条例第20号)、新穂村廃棄物の処理及び清掃等に関する条例(昭和47年新穂村条例第11号)、真野町廃棄物の減量及び清掃等に関する条例(平成12年真野町条例第21号)、小木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年小木町条例第36号)、羽茂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年羽茂町条例第19号)若しくは赤泊村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年赤泊村条例第20号)又は解散前の佐渡広域市町村圏組合佐渡クリーンセンター廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成9年佐渡広域市町村圏組合条例第11号)若しくは南佐渡クリーンセンター廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成13年南佐渡クリーンセンター条例第29号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 合併前の規定による処理袋、処理券等については、市長が別に定めるものとする。

附 則(平成16年4月1日条例第319号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月30日条例第18号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1(第22条関係)
(平17条例18・一部改正)

区分			手数料(消費税込み)
一般ごみ	収集、運搬、処分 (指定容器を使用する場合)	燃えるごみ	指定容器(特小)10枚につき 100円
			指定容器(小)10枚につき 150円
			指定容器(大)10枚につき 200円
			処理券 1束につき1枚 20円
		燃えないごみ	指定容器(小)10枚につき 200円
			指定容器(大)10枚につき 300円
		アルミ缶・スチール缶、飲料用ビン	指定容器(小)10枚につき 200円
指定容器(大)10枚につき 300円			
ペットボトル	集積場への搬出 無料		
直接搬入(指定容器を使用しない場合等)		10キログラムまでごとに50円	
粗大ごみ	収集、運搬、処分(処理券を使用する場合)	処理券 1個につき1枚 500円	
	直接搬入(処理券を使用しない場合)	1個につき 500円	
有害ごみ	処理施設等に直接搬入	1個につき 30円	
犬、猫等の死体	直接搬入の場合	1個につき 500円	
特定家庭用機器	直接搬入の場合	テレビ	1個につき 700円
		冷蔵庫	1個につき 1,000円
		冷凍庫	1個につき 1,000円
		洗濯機	1個につき 700円
		エアコン	1個につき 800円
し尿	合併前の両津市の区域	10リットル(10リットル未満は、10リットルとする。)につき65円(10円未満の端数が生じたときは、四捨五入)	
	合併前の相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町及び真野町の区域	1リットルにつき 7円	
	合併前の小木町、羽茂町及び赤泊村の区域	10リットルにつき 70円	
終末処理する浄化槽汚泥	処分	10リットル(10リットル未満は、10リットルとする。)につき 6円	

* 合併前の小木町、羽茂町、赤泊村の区域においては、アルミ缶・スチール缶、飲料用ビンを当該区域内集積所に搬出する場合は、無料とする。

* 合併前の小木町、羽茂町、赤泊村管内の区域においては、南佐渡クリーンセンターにアルミ缶・スチール缶、飲料用ビン、ペットボトルを直接搬入する場合、家庭系は、無料、事業系は10キログラムまでごとに150円とする。

別表第 2(第 33 条関係)

区分	費用(消費税込み)
100 キログラムまで	1,000 円
100 キログラムを超える 50 キログラムまでごとに	500 円加算



この冊子は古紙配合率100%の再生紙を使用しています。
この冊子は環境に配慮した大豆インキを使用しています。